

# 官報

号外  
昭和六十三年四月二十八日

## ○第百十二回 衆議院會議録 第二十号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

### 議事日程 第十八号

昭和六十三年四月二十八日  
午後一時開議

- 第一 地方交付税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)
- 第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)
- 第三 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第四 船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、参議院送付)
- 第五 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案(内閣提出)
- 第八 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案

午後一時十七分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(松本十郎君)の報告を求めます。地方行政委員長松本十郎君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔松本十郎君登壇〕

○松本十郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実を図る等のため、昭和六十三年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等を行うとするものであります。

本案は、三月一日当委員会に付託され、同月二十二日堀山自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、地方分権の推進、暫定国庫補助負担率の還元、地方交付税総額の不足と税率引き上げの必要等について論議が行われましたが、四月二十六日質疑を終了、次いで、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、六項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。山下八洲夫君。

〔山下八洲夫君登壇〕

○山下八洲夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。(拍手)

以下、簡潔に主要な反対理由を申し述べます。第一には、六十三年度の地方財政計画及び地方交付税法改正案の最大の特徴として、国民健康保険制度の改悪に基づく財源対策が挙げられます。

国民健康保険制度は、国庫負担と保険料をもつてその費用を賄うことが制度の根幹であります。政府は近年、国庫負担率の引き下げ、さらに退職者医療制度創設における加入者見込みの誤りなど、地方自治体に多大な財政負担をもたらし、なおかつ今国会において提出、審議されている国民健康保険法改正案において都道府県負担制度の創設及び市町村負担の強化を図ろうとしております。政府は、退職者医療制度創設に基づく未補てん額一千八億円についても、今回の地方負担導入と引きかえて六十二年第二次補正で措置するという悪質な手段を弄し、六十三年度において新たに都道府県四百四十億円、市町村二百五十億円、計六百九十億円の負担転嫁を行い、このうち交付団体分五百五十億円を交付税に特例加算するとしておりますが、これは医療制度の充実という課題を放置したままに地方への財政転嫁を図るものであり、交付税制度をねじ曲げるもの以外の何物でもありません。また、医療費適正化プランを作成し、高額医療費団体についてはその団体負担とする計画を策定しようとしておりますが、かかる方針を実施するならば北海道だけでも数

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

地方交付税法の一部を改正する法律案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件

七四〇

十億円の負担増となることは明らかであります。国保制度については国民の医療保障に対する国の責任を放棄し、自治体に負担のみを任せようとするかかる姿勢は断じて許されず、これを容認いたしました自治省の態度も言語道断と言わざるを得ません。(拍手)

第二に、国庫補助負担率の特例の問題であります。

六十三年度政府予算案においては、特例国債発行を昨年策定の「財政の中期展望」を上回って一兆八千三百億円減額し、竹下総理を初め政府は財政再建に自信があるとしております。しかし、一方において国庫補助負担率の特例については、年々その金額は増大する一方であり、六十三年度においては一兆六千五百六十九億円にも至っております。もともと、国庫補助負担率の特例は国の財政再建、縮小均衡財政を根拠として実施されてきたものであり、国の財政に余裕が出てきたときはまず地方への財政転嫁の縮小、中止を行わねばなりません。ところが、政府はみずからの赤字を減らすことのみに専念し、地方財政への負担転嫁を続行しております。これは極めて遺憾なことであり、容認することはできません。なお、六十四年度においては約束どおりこの特例は当然廃止をし、国庫補助負担率を還元させることを今年の夏の概算要求時において明確にするよう要求いたしておきます。

第三に、以上のような国による打ち続く財政転嫁の帰結でもあります。地方財政計画も交付税制度も大きく変質していることを挙げなければなりません。

地方財政計画は、地方財政の財源保障のための

計画から地方への財政負担転嫁の穴埋めのためのつじつま合わせの計画に墮落をし、財政の単年度主義は根柢から崩壊し、地方財政は継ぎはぎだらけとなっております。地方財政において二年度以上にわたる財源不足が一割程度以上生じた場合においては税目の拡充や税率の引き上げを行うという趣旨で定められている地方交付税法第六条の第三項の規定も、負担転嫁と地方債の増発によって死文化していると言っても過言ではありません。こうした結果、六十三年度末における地方の借金は約六十七兆円にも膨らみ、六十三年度交付税交付総額も、その実態は、既往の借金の利子充当などにより法定税率に基づく金額を割っております。地方財政は六十三年度収支均衡とされておりますが、実際は不況対策あるいは雇用対策もままならず、収支均衡はつくられたものにはかなりません。

以上、六十三年度における地方交付税法一部改正案の問題点の骨格のみを指摘いたしました。反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長菊池福治郎君。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔菊池福治郎君登壇〕

○菊池福治郎君 ただいま議題となりました漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における我が国水産業を取り巻く厳しい環境と漁業共済事業の運営の現状にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化と漁業実態の変化に対応しつつ、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保しようとするものであります。その主な内容は、漁獲共済について漁協契約方式の導入、継続申込特約における契約割合の固定の緩和及び特定漁業に係る共済金支払い方法の特例措置の設定を行うとともに、再共済金額及び保険金額の算定方法の改正並びに特定養殖共済の本格実施等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、四月十三日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十日参考人から意見を聴取し、同日及び二十六日の二日間にわたり慎重に審査を行いました。

かくて、四月二十六日質疑を終局し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第三、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長糸山英太郎君。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書〔本号末尾に掲載〕

〔糸山英太郎君登壇〕

○糸山英太郎君 ただいま議題となりました水鳥生息地条約第六條及び第七條の改正につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

水鳥の保護及び湿地の保全のための国際協力の必要性が認識され、昭和四十六年水鳥生息地条約が採択され、その後、条約の実効性を高めることを目的として、昭和五十七年に改正手続に関する規定等を追加するための改正議定書が採択されました。次いで、条約の改正すべき内容について検討が行われました結果、本改正は、昭和六十二年五月カナダのレジヤイナで開催された臨時締約国会議において採択されたものであります。

本改正は、条約の締約国会議の定例化、財政規則の設定及び分担金制度の導入等について規定しております。

本件は、去る四月十五日参議院から送付され、同月二十日野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第四、船舶整備公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長関谷勝嗣君。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔関谷勝嗣君登壇〕

○関谷勝嗣君 ただいま議題となりました船舶整備公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における海運業をめぐる状況にかんがみ、船舶整備公団に、余剰船舶等を保留船として活用して行う事業の用に供するために改造すること、及び専ら遊覧船の用に供する国内旅客船を建造すること等の業務を行わせ、もって余剰船舶等の活用またはその円滑な処理に資する対策を講じようとするものであります。

本案は、四月二十日参議院より送付され、本委員会に付託となり、同月二十七日石原運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入りました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、海運対策、造船対策及び船舶整備公団の業務内容等についてであります。その詳細は委員会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案

は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

○議長(原健三郎君) 日程第五、郵便法の一部を改正する法律案、日程第六、郵便年金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長塚原俊平君。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書  
郵便年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塚原俊平君登壇〕

○塚原俊平君 ただいま議題となりました両法律案について、通信委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。まず、郵便法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金について、一定の条件のもとで、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができること、

第二に、非常災害時における郵便料金の免除の範囲を拡大すること、

第三に、郵便切手、郵便はがきなどの給付を受けることができるプリペイドカードを発行し、販売できることとするものであります。

本案は、去る四月十三日中山郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を終了、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は、

第一に、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むことができること、

第二に、掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができること、

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

七四二

第三に、郵便年金契約が掛金払い込み猶予期間の経過により失効した場合、一定の条件のもとに、その復活の申し込みをすることができるとするものであります。

本案は、去る四月十四日中山郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第七、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員理事田原隆君。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔田原隆君登壇〕

○田原隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の確かつ円滑に実施するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、環境庁長官及び通商産業大臣は、条約及び議定書の遵守に関する基本的事項を定め、公表すること、

第二に、特定のフロロンまたは特定のハロンを製造しようとする者は、毎年、製造数量について通商産業大臣の許可を受けなければならないこと、

第三に、特定のフロロンまたは特定のハロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられること、

第四に、環境庁長官及び通商産業大臣は、特定のフロロン及び特定のハロンの排出の抑制及び使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表し、主務大臣は、当該指針に即して必要な指導及び助言を行うことができること、その他、輸出用製造数量の指定、国の援助、観

測及び監視、報告徴収、立入検査等について所要の規定を設けること等であります。

本案は、去る三月二十八日当委員会に付託され、四月十九日田村通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、環境委員会と連合審査を行うなど慎重に審査を重ね、四月二十七日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第八、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長中村喜四郎君。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔中村喜四郎君登壇〕

○中村喜四郎君 ただいま議題となりました都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市街地における都市環境の改善、住宅、事務所等の供給の促進等の必要性が高まっている現状にかんがみ、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図るため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和及び権利変換手続の特則の拡充等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための再開発地区計画に関する都市計画を創設し、当該再開発地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例等を定めようとするものであります。

本案は、去る四月十五日本委員会に付託され、二十二日越智建設大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を終了し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、地価対策の推進等四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第九、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長中村靖君。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中村靖君登壇〕

○中村靖君 ただいま議題となりました教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、その初任者研修を制度化しようとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、任命権者に対し、国公立の小中高等学校等の教員に対する採用の日から一年間の初任者研修の実施を義務づけること、

第二に、任命権者は、初任者が所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから指導教員を命じるものとし、指導教員は、初任者に対する指導及び助言を行うものとする、

第三に、初任者研修の実施に伴い、国公立の小中高等学校等の教員の条件つき採用期間を一年とする、

第四に、市町村教育委員会は、小中学校等において初任者研修が行われ、各学校に指導教員等として非常勤講師を配置する必要があると認めるときは、都道府県教育委員会に対し、非常勤講師の派遣を求めることができる、

第五に、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること、

第六に、幼稚園の教員に対する初任者研修については、当分の間、これを実施しないこととし、初任者研修とは異なる研修を行うこと、

第七に、初任者研修の段階的实施など所要の経過措置を定めること  
などであります。

本案は、去る二月十九日本院に提出され、四月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日文教委員会に付託されました。

本委員会におきましては、四月二十日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日及び昨二十七日に質疑を行い、同日質疑終了の動議を可決し、直ちに採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。坂上富男君。

〔坂上富男君登壇〕

○坂上富男君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

(拍手)

まず第一に、本法案は国民的合意を欠いたまま成立が施行されようとしている点であります。

本法案は、臨時教育審議会の答申に基づき国会に提出されたものであります。この制度に対しては、教職員を中心に教育界から強い懸念が出されておられ、また、先日も学者、文化人の方々が国会での本法案成立に反対する声明を出されております。しかるに政府・文部省は、教育関係者、特に教職員団体などとの事前の話し合いもありませんでした。本法案は、初任者研修に藉口して教職員団体を弱体化することを目的とした弾圧立法ではありませんか。これでは臨教審の言う幅広い国民的合意を基礎とした教育改革の実現とは全く矛盾し、国民合意を欠いた法案と言わなければなりません。(拍手)

第二に、本法案の審議が国会のルールを無視して強引に進められたことでもあります。それだけに拙速は最も戒められなければなりません。ところが、本法案の審議に当たっては、著作権法の一部を改正する法律案など先に付託された法案を飛び越して委員会での強引な趣旨説明と審議入りが行われたのであります。審議中の案件を飛び越して審議が行われた例もありますが、それはあくまで全会一致で合意した場合のみであります。しかも委員会の審議は、これほどの重要法案にもかかわらず、審議はわずか二日間にとどまり、委員会における参考人の意見聴取も公聴会も一切行われず、我が党議員の質問時間を残し、混乱のまま採決があったとして本会議において議決されることは到底容認することはできません。(拍手)

第三に、本法案は教育公務員特例法第二十条に違反し、無効であります。

本法案は、新任教員に一年間の研修を義務づけるようとするものでありますが、一年間の研修を新任教員に義務づけることは、本来の研修のあり方から著しく乖離しております。教育公務員特例法は、教員は「研修を受ける機会が与えられなければならない。」と言っていますが、これはあくまでも教員の自主的、自発的な研修の保障を意味しているものであります。指導教員による指導、教育センターでの研修、宿泊研修、洋上研修などを新任教員に義務として押しつけることは、この趣旨に違反するものであります。教員にとっての資質能力の中で最も大切なものは、子供に向き合う情熱であり、子供の心を理解する力であり、単なる教育技術ではありません。確かに新任教員は、教える技術は経験豊かな教員に比べて劣るかもしれませんが、しかし、そのことだけで子供が新任教員を評価することはありません。これは我々も、かつて子供のころ学校で経験したことでもあります。若さの特権であるひたむきさ、年齢から来る親近感、新任教員の魅力は、教える技術の経験不足を補って余りあるものであります。臨教審も、教員の資質の向上は責務の自覚に立ち、教員みずからの向上心、不断の努力に期待するところが大きいと述べておりますが、押しつけの研修はこの指摘と矛盾しているものであります。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 厚生年金保険法の一部を改正する法律案 七四四

臨教審は、教育改革の原則として個性重視の原則を打ち出しました。だとするならば、子供の個性を大切に、個性を重視する教育を行うためには、教員もまた個性豊かな教員でなければなりません。しかし、指導教員による指導や長期間の上からの研修の義務づけは、教員の個性を奪うこととなり、個性重視の原則とは自己矛盾するものであります。このことは、類型にはまった教員、さらに言えば、国定教員づくりにつながらずという危険が払拭できないことでもあります。教特法第二十条は教職員の権利であって義務ではないのであります。本案は教特法第二十条に真向から違反するもので、無効であります。

第四に、本法は憲法第十四条に違反して無効であります。

教員だけが他の公務員と異なって条件つき採用期間が一年に延長されなければならないのか、依然として不明であります。研修が一年であることと、条件つき採用期間が一年となることとイコールではありません。にもかかわらず、一年としたことは、一年間の研修いかんによっては教員として本採用しないというたくらみが根底にあるのではないかという疑いをぬぐい切れないのであります。しかも、実施しない学校では従来どおりというのも、公平、平等の原則からいって間違ひであり、憲法十四条違反の無効の法案であると言わねばなりません。

今こそ初任者研修制度の導入をやめ、偏差値教育の是正、入試地獄の解消、学歴社会の改革、学級規模の縮小など行き届いた教育の実現、父母負担の軽減等々の施策を推進することこそ、父母、国民の期待する真の教育改革の道であることを強調

調し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 岸田文武君。

〔岸田文武君登壇〕

○岸田文武君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、賛成の意見を表明いたしますのであります。(拍手)

もとより、学校教育の成否はこれを担当する教員の資質能力に負うところが極めて大きく、今後の社会の進展や学校教育の内容の変化等に応じた教育を展開していくためには、教員みずからその自覚を高め、教育力の向上を図ることがまさに求められております。

また、現下の教育課題を解決し、教育の質的向上を図る上でも、教員には、従来にも増して教育者としての使命感、幼児、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力などが強く期待されております。

このような教員としての資質能力は、教員の養成教育のみならず、教職生活を通じて次第に形成されていくものであります。その場合、教員自身が研さんを重ねることによってその資質能力を高めていくことが基本となることはもとよりであります。これが、これとともに、教員の任命権者が教職生活の全体にわたって適切な研修の機会を提供することが必要であります。

とりわけ、初任者の時期は、教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であります。この時期に現

職研修の第一段階として、組織的、計画的な研修を実施し、実践的指導力や教員としての使命感を深めさせ、また幅広い知見を得させることは、この時期における初任者にとって、またその後の教員としての職能成長にとっても欠くことのできないものであります。

今回の法案において提案されている初任者研修制度は、学校教育を直接担う教員の実践的指導力や使命感の飛躍的な向上をねらいとするものであり、臨時教育審議会の答申を受けて教育改革を進める上で最も重要な政策課題であります。

二十一世紀に向けて我が国が創造的で活力ある社会を築いていくために教育の改革を進め、その一層の発展を期していくに当たって、教員の資質能力の向上に資するところ大であると思料されるこの初任者研修制度の創設は、まさに時宜を得た提案であると考えられるものであります。(拍手)

何とぞ、この制度の趣旨に御賛同いただき、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に満場をもって御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、厚生年金保険法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 厚生年金保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長稲垣実男君。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲垣実男君登壇〕

○稲垣実男君 ただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金が支給する年金給付について、努力

目標とする水準を設定するとともに、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の業務の処理につき所要の措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、基金は、その支給する年金給付の水準が、加入員であった期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金に相当する額の二・七倍に相当する水準に達するよう努めるものとする、

第二に、連合会は、基金の中途脱退者及び解散した基金の加入員であった者に対し、脱退一時金または残余財産を原資とする年金給付を支給することができる、

第三に、連合会は、基金が解散した場合においても、その加入員のために一定額の年金給付を確保する事業を行うことができる、

第四に、小規模基金の事務負担の軽減を図るため、基金の業務の一部を連合会に委託することができる、

第五に、基金及び連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務が行われるよう、年金数理人による関係書類の確認等の措置を講ずるとともに、基金及び連合会に係る退職年金等積立金に関する法人税法の改正等所要の改正を行うことである。

本案は、去る三月二十五日付託となり、四月十四日藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日質疑を終了し、本日の委員会において採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

出席閣僚大臣

|            |        |
|------------|--------|
| 外務大臣       | 宇野 宗佑君 |
| 文部大臣       | 中島源太郎君 |
| 厚生大臣       | 藤本 孝雄君 |
| 農林水産大臣臨時代理 | 林田悠紀夫君 |
| 国務大臣       | 田村 元君  |
| 通商産業大臣     | 石原慎太郎君 |
| 運輸大臣       | 中山 正暉君 |
| 郵政大臣       | 越智 伊平君 |
| 建設大臣       | 梶山 静六君 |
| 自治大臣       |        |

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和六十二年度首都圏整備に関する年次報告

(通知書受領)  
一、昨二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件  
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件  
オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
港湾法の一部を改正する法律  
産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律  
地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律

森林開発公団法の一部を改正する法律  
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

する法律

放送法及び電波法の一部を改正する法律  
特定引当金等の支給の実施に関する法律  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

|        |        |    |        |
|--------|--------|----|--------|
| 辞任     | 河本 敏夫君 | 補欠 | 小沢 辰男君 |
|        | 大出 俊君  |    | 渡部 行雄君 |
|        | 小沢 辰男君 |    | 河本 敏夫君 |
|        | 渡部 行雄君 |    | 大出 俊君  |
| 地方行政委員 |        |    |        |
| 辞任     | 渡部 恒三君 | 補欠 | 遠藤 武彦君 |
|        | 中沢 健次君 |    | 緒方 克陽君 |
|        | 遠藤 武彦君 |    | 渡部 恒三君 |
|        | 緒方 克陽君 |    | 中沢 健次君 |
| 法務委員   |        |    |        |
| 辞任     | 赤城 宗徳君 | 補欠 | 村上誠一郎君 |
|        | 村上誠一郎君 |    | 赤城 宗徳君 |
| 大蔵委員   |        |    |        |
| 辞任     | 笹川 義君  | 補欠 | 石破 茂君  |
|        | 堀 昌雄君  |    | 小野 信一君 |
|        | 石破 茂君  |    | 笹川 義君  |
|        | 小野 信一君 |    | 堀 昌雄君  |
| 文教委員   |        |    |        |
| 辞任     | 綿貫 民輔君 | 補欠 | 石渡 照久君 |

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

## 社会労働委員

辞任

箕輪 登君

補欠

竹内 黎一君

## 農林水産委員

辞任

阿部 文男君

補欠

岸田 文武君

衛藤征士郎君

熊谷 弘君

杉浦 正健君

木村 義雄君

岸田 文武君

谷垣 禎一君

鳩山由紀夫君

熊谷 弘君

中沢 健次君

緒方 克陽君

魚住 汎英君

北川 正恭君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

阿部 文男君

赤城 宗徳君

熊谷 弘君

河本 敏夫君

河本 敏夫君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

笹川 堯君

## 建設委員

辞任

小野 信一君

補欠

堀 昌雄君

## 科学技術委員

辞任

堀 昌雄君

辞任

竹内 黎一君

辞任

予算委員

辞任

渡部 恒三君

辞任

綿貫 民輔君

辞任

井上 和久君

辞任

西中 清君

辞任

金子 一義君

辞任

中山 利生君

辞任

松田 岩夫君

辞任

大塚 雄司君

辞任

鹿野 道彦君

辞任

谷垣 禎一君

辞任

永末 英一君

辞任

田中 慶秋君

辞任

## 大蔵委員

辞任

井上 喜一君

補欠

佐藤 守良君

辞任

今枝 敬雄君

辞任

江口 一雄君

辞任

戸塚 進也君

辞任

早川 勝君

辞任

安倍 基雄君

辞任

亀岡 高夫君

辞任

佐藤 守良君

辞任

宮崎 茂一君

辞任

渡辺 紘三君

辞任

井上 喜一君

辞任

伊藤 英成君

辞任

井上 喜一君

辞任

今枝 敬雄君

辞任

戸塚 進也君

辞任

早川 勝君

辞任

安倍 基雄君

## 商工委員

辞任

小川 元君

補欠

井出 正一君

辞任

福島 護二君

辞任

山崎 拓君

辞任

井上 泉君

辞任

関山 信之君

辞任

飯仲 義彦君

辞任

米沢 隆君

辞任

藤原ひろ子君

辞任

井出 正一君

辞任

魚住 汎英君

辞任

武部 勤君

辞任

山崎 拓君

辞任

関山 信之君

辞任

飯仲 義彦君

辞任

米沢 隆君

辞任

藤原ひろ子君

辞任

井上 泉君

## 運輸委員

辞任

渡海紀三朗君

補欠

関山 信之君

辞任

新井 彬之君

補欠

野間 友一君

辞任

鹿野 道彦君

補欠

新盛 辰雄君

辞任

西中 清君

補欠

村上 弘君

辞任

渡海紀三朗君

補欠

関山 信之君

辞任

新井 彬之君

補欠

野間 友一君

辞任

鹿野 道彦君

補欠

新盛 辰雄君

辞任

西中 清君

補欠

村上 弘君

辞任

渡海紀三朗君

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

|                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>谷垣 禎一君 金子原二郎君<br/>渡辺 紘三君 松田 九郎君<br/>鳥居 一雄君 山田 英介君<br/>加藤 六月君 佐藤 守良君<br/>渡海紀三朗君 片岡 武司君<br/>宮崎 茂一君 太田 誠一君<br/>木下敬之助君 中野 寛成君<br/>太田 誠一君 宮崎 茂一君<br/>片岡 武司君 龜岡 高夫君<br/>金子原二郎君 谷垣 禎一君<br/>松田 九郎君 渡辺 紘三君<br/>山田 英介君 鳥居 一雄君<br/>中野 寛成君 木下敬之助君</p> | <p>環境委員<br/>辞任<br/>齊藤 節君 補欠<br/>岩佐 惠美君 藪仲 義彦君<br/>藤原ひろ子君<br/>藪仲 義彦君 齊藤 節君<br/>藤原ひろ子君 岩佐 惠美君</p> <p>予算委員<br/>辞任<br/>田中 慶秋君 補欠<br/>永末 英一君 永末 英一君<br/>田中 慶秋君</p> <p>決算委員<br/>辞任<br/>新村 勝雄君 補欠<br/>大矢 卓史君 新盛 辰雄君<br/>野間 友一君 村上 弘君<br/>新盛 辰雄君 新村 勝雄君<br/>米沢 隆君 大矢 卓史君<br/>村上 弘君 野間 友一君</p> | <p>建設委員<br/>辞任<br/>遠藤 武彦君 補欠<br/>大塚 雄司君 佐藤 静雄君<br/>木村 守男君 宮里 松正君<br/>武村 正義君 二階 俊博君<br/>橋本龍太郎君 渡海紀三朗君<br/>伊藤 英成君 北村 直人君<br/>佐藤 静雄君 橋本龍太郎君<br/>渡海紀三朗君 武村 正義君<br/>二階 俊博君 木村 守男君<br/>宮里 松正君 大塚 雄司君<br/>田中 慶秋君 伊藤 英成君</p> <p>科学技術委員<br/>辞任<br/>中山 太郎君 補欠<br/>青木 正久君 青木 正久君<br/>中山 太郎君</p> | <p>環境委員<br/>一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。<br/>国立学校設置法の一部を改正する法律案<br/>昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案<br/>昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案<br/>国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案<br/>昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>予算委員<br/>一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。<br/>防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)<br/>内閣委員会 付託<br/>一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。<br/>消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)<br/>地方行政委員会 付託</p> | <p>(議案送付)<br/>一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。<br/>国立学校設置法の一部を改正する法律案<br/>昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案<br/>昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案<br/>国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案<br/>昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>(議案送付)<br/>一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。<br/>防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)<br/>内閣委員会 付託<br/>一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。<br/>消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)<br/>地方行政委員会 付託</p> | <p>案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。<br/>日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件<br/>千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件<br/>オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件<br/>一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。<br/>特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案<br/>駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案<br/>港湾法の一部を改正する法律案<br/>産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案<br/>地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案<br/>森林開発公団法の一部を改正する法律案<br/>義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案<br/>放送法及び電波法の一部を改正する法律案<br/>特定用慰金等の支給の実施に関する法律案<br/>(答弁書受領)<br/>一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。<br/>衆議院議員竹内猛君提出沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問に対する答弁書</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

衆議院議員岩佐惠美君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に対する答弁書

沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年四月四日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 原 健三郎殿

沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問主意書

世界第一を誇つた我が国の漁業は、遠洋漁業においては、米国、ソ連及びその他関係沿岸国による厳しい漁業規制のもとで、外国二百海里水域での漁獲の権利を失ひ、漁獲の著しい減少を余儀なくされておられ、また、我が国沿岸水域においても水質の汚濁、埋立ての進行等により貴重な漁場を失つてきた。

政府は、このような状況に対処するため、昭和四十九年に沿岸漁場整備開発法を施行し、沿岸漁場整備開発計画に基づく人工魚礁設置等の事業を実施することとした。

その後、この計画は更新されたところであるが、私はこの間、人工魚礁構造の科学的・技術的發展を願ひ、また、安全性、耐久性、機能性、経済性等の面においても、国の補助事業に使用されるに足り十分な人工魚礁が開発・普及されるよう願つてきた。

このため、日頃から人工魚礁に関する技術的知見を有する専門家等との交流を進めてきたが、最

近、専門家の間から、また設置現場から、人工魚礁の耐久性・安全性に関して疑問が提起されている。

昭和六十三年度からは、第三次の沿岸漁場整備開発計画に基づく事業が実施されることとされており、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 沿岸漁場整備開発計画に基づき、現在まで沿岸漁場の整備のために投じられた総事業費、そのうち、人工魚礁設置のために投じられた事業費、並びに国と事業主体等が支出したそれぞれの経費の総額を明らかにせよ。

二 人工魚礁設置に関する計画の具体的内容とその実施状況を示せ。

三 第一次・第二次沿岸漁場整備計画に基づく人工魚礁の具体的設置場所及びその効果を明らかにせよ。

また、この間に人工魚礁に関し会計検査院による査察が行われたか。行われたとするならばなにが指摘され、どのような改善措置を講じたか明らかにせよ。

四 国の予算支出の対象となる事業については、その事業に関し統一的な基準があるべきと考え、基本的な考えはどうか。

五 沿岸漁場整備開発事業の実施に関し、「沿岸漁場整備開発構造物設計指針」昭和五十九年版がある。これは、現在における水産土木技術の最高水準の知識を集めたもので、同事業の実施に当たつては、すべてこれに準拠すべきであると考え、本指針の性格と評価はどうか。

六 同指針の第四編、各論第一章、魚礁の一六

部材強度⑥は、コンクリートを部材とする人工魚礁の設計に当たつての強度計算として「コンクリートの抗張力計算」を記している。

このことについて、人工魚礁の専門家は次のような見解を持つている。

「コンクリートは、圧縮に強く、抗張力は小さい。特に海中で使用される人工魚礁のような製品は、設置時の衝撃力並びに海中に於ける外力を受けるため、コンクリートの抗張力計算がなされていないものについては、当然コンクリートのひび割れが発生し、海水により鉄筋が腐食膨張して、そのために人工魚礁が崩壊してしまうことは火を見るより明らかなことである。よつて、コンクリート強度の計算時においては、指針⑥で規定しているように、最低限圧縮の十分の一の引張り強度を遵守すべきものである。」

「コンクリート部材の設計法には、許容応力度設計法と終局強度設計法とがある。許容応力度設計法では、コンクリートなどの使用材料の許容応力度をこえることを許していない。換言すれば、部材の応力度がコンクリートなどの使用材料の許容応力度に達したときをもつて部材の破壊とみなしている。従つて、この方法で設計を行った場合、コンクリートの引張許容応力度が圧縮許容応力度の十分の一のときに、部材の引張側にひび割れが発生するということになる。これは、非常に大変な計算ではあるが、海中の構造物に対しては、この位の設計は必要である。」

「たとえ、鉄筋入りのコンクリート製品であっても、魚礁のような、大きな衝撃を受ける海

中構造物は鉄筋にその働きを頼ること自体が無理で、まず、コンクリートの破壊を防ぐことが先決である。」

以上のような見解に対し、農林水産省はどのような考え方を持つているか。また、人工魚礁に係るコンクリートの抗張力問題についていかなる指導を行つてきたかを示せ。

七 現在設置されている人工魚礁はすべて十分な抗張力強度が確保されているのか。設置されている人工魚礁にはコンクリートが崩れ落ち、錆びた鉄筋・鉄板等がむき出しになっているものがあるといわれている。万一、このような事態があるのであれば予算執行上問題があると考え、その改善策を示せ。

右質問する。

内閣衆質一十二第二二二号

昭和六十三年四月二十六日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問に対する答弁書

一について

沿岸漁場整備開発計画に基づき昭和五十一年度から昭和六十二年までに支出された沿岸漁場整備開発事業の総事業費は、三千八百一億円

である。そのうち、御質問の人工魚礁設置のために出された事業費は、千七百五十八億円であり、国が千六百四十四億円を、事業主体等が六百九十四億円をそれぞれ支出した。

五について  
設計指針は、沿岸漁場整備開発事業における構造物の設計等が適正かつ円滑に行われるよう、社団法人全国沿岸漁業振興開発協会が示したものであり、現在の水産土木技術に関する高度な知見が集約されたものであると考えている。

六について  
人工魚礁は、海底への着底時等に受ける強い外力に抵抗するため、その材料としてコンクリートを用いる場合には鉄筋コンクリート製とされている。このような人工魚礁については、一般的に、圧縮力に対してはコンクリートで、引張力に対しては鉄筋で抵抗するという設計方法が採られているが、着底時の衝撃による外力に対しては、その作用時間が瞬時であること等を勘案すれば、十分な抵抗力を有すると判断される場合には、引張力に対して鉄筋及びコンクリートの双方で抵抗するという設計方法を採ることも考えられる。

三について  
第一次及び第二次の沿岸漁場整備開発計画に基づき、天然礁の分布の状況、水域の底質、地域における沿岸漁場の利用の方向等を考慮しつつ、人工魚礁の設置を進めてきたものであり、その結果、漁業生産量の増大等の成果が得られたところである。

七について  
人工魚礁の耐久性については、設計指針等に沿って慎重に検討されており、人工魚礁は十分な強度を有しているものと考えている。なお、人工魚礁のコンクリートが崩れ落ちた事例についての報告は受けていない。

また、この間、会計検査院から人工魚礁に関し、指摘を受けたことはない。

これが設計指針の第四編第一章一六の⑤の記述の趣旨であると理解しており、このことを踏まえ、人工魚礁の適切な設計が行われるよう事業主体を指導しているところである。

四について  
沿岸漁場整備開発事業の実施に当たっては、個別の事業計画の審査等を行う際に、社団法人全国沿岸漁業振興開発協会の発行に係る「沿岸漁場整備開発事業構造設計指針」(以下「設計指針」という。)を考慮する等、十分な機能を有する施設の整備が図られるよう措置しているところである。

今後とも、予算の適正な執行がなされるよう事業主体を十分指導してまいりたい。

加工食品の栄養成分表示に関する質問主意書  
昭和六十三年四月十六日  
提出者 岩佐 恵美

衆議院議長 原 健三郎殿  
加工食品の栄養成分表示に関する質問主意書

加工食品は現在二万三千品目市場に出回っているといわれています。家庭での加工食品の消費も大割に達しています。加工食品に、栄養成分、糖分、塩分などについてどの程度の量が含まれているのかを表示することは、国民の健康を守る上でも、食事をおいしく食べるためにも非常に重要となつていきます。

ところが実際には、加工食品の栄養成分表示の正確なものが横行しています。そこで、以下の点について質問します。

一 昨年東京都が実施した「そうざい類のうす味化に関する試食テスト」の結果によると、うす味表示の五十七銘柄のうち二十九銘柄、五一％が一般品の平均塩分、糖分と比べて、うす味といにくいものとなつています。さらに、塩分表示があつたうす味表示品目二十一銘柄のうち八銘柄、三八％が実際の表示値より二〇％塩分が多いという結果となつています。政府はこの実態についてどう考えますか。政府自らこうした調査を行うべきではありませんか。

二 近年脳卒中や高血圧による死亡率はがんと並んで高く、国民の間でも塩分や糖分のとりすぎにならないように気を付けようという考え方が強くなつています。昨年の東京都のうす味志向についてのアンケート調査でも九三％の人が塩分を、八五％の人が糖分を減らしたいと考えていると回答しています。

しかし実際には、厚生省の昭和六十一年の「国民栄養調査」では、国民一人当たり一日の食塩摂取量は十二・一グラムと目標の十グラムを超えています。

厚生省は国民の強い要求があつて、加工食品の栄養成分表示について昭和五十二年以来法制化に関する調査研究を行つてきました。さらに、昭和五十九年以降「加工食品栄養成分表示制度調査検討費」として予算措置を行い、「栄養情報サービスシステム検討会」を設置して法制化の具体的な内容を検討してまいりました。

ところが、昭和六十年七月の「市場アクセス改善のためのアクションプログラム」で、「国の法令等に基づく新たな基準、認証制度の創設は原則として行わない」としたため、法制化を求め、業界の自主表示にゆだねるといふ国民の期待にそむく結果となりました。

こうした政府の対応は、外国の圧力に屈して、国民の健康を無視するものといわざるを得ません。なぜ法制化を断念したのですか。

三 制度の実効性からみて、表示の法制化が一番だということは明らかです。我が国の基準・認証制度を非関税障壁として撤廃を要求しているアメリカなど諸外国の方が表示が進んでいる実態からみて、法制化を妨げるものはないはずで

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

七五〇

す。ただちに加工食品の栄養成分表示の法制化に向けて検討をしないおすきではありません。

四 法制化断念により、業界の自主表示となりました。ところが、厚生省と農林水産省が対立し、各々が関係業界をまきこんで、業界の自主基準による表示制度を発足させるという、消費者不在の省庁間の縄張り争いを繰り広げるといふ全くのひどい状態となつています。

現在両省が進めている表示制度は、五項目の栄養成分のうち糖分について厚生省では糖質、農林水産省では炭水化物と表示するというものです。同じものが両者の表示で違うということから、消費者はもちろん業界の間にも混乱が生じています。わかりやすい表示で調整して欲しいとの声が出されているのは当然のことです。

業界のなかには、厚生省と農林水産省どちらにいったらよいかわからないので模倣なため、表示作業を控えるというところもでてきます。このため、両省庁が各々進めている自主表示は遅々として進まないのが実情です。厚生省が進めている新表示は、昭和六十一年十一月から六

十三年一月の間で二万三三万品目といわれている加工食品のうち、わずかに六百八十九品目にすぎず、昭和五十年から試行的に行われてきた七百九十五品目にも達していません。厚生省と農林水産省の縄張り争いはただちに改めるべきです。厚生省と農林水産省の二通りの表示制度を一本化すべきではありませんか。

五 昭和六十一年十月三十日の衆議院物価問題等

特別委員会、消費者にとつてわかりやすい形で調整するよう求めた私の質問に対して当時の近藤鉄雄経済企画庁長官は、「そういう線で調整を図つていきたい」と答弁しています。今日までどのような調整を行つてきたのか、今後どのように調整していくのか、明らかにして下さい。

六 すべての加工食品に栄養成分の表示を早期に徹底させるため、政府は達成期限を明らかにし、計画的に推進すべきではありませんか。右質問します。

内閣衆質一二第二五号

昭和六十三年四月二十六日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員岩佐恵美君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩佐恵美君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に対する答弁書

一について

加工食品も含め、商品又は役務に関する表示が、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)に基づき所要の

措置を講じてきたところであるが、今後とも同法に違反するおそれがあると認められる表示に接した場合には、同法の定める手続に従つて調査する所存である。

二及び三について

加工食品の栄養成分表示は、国民が自ら食生活改善に取り組む際の便宜に資するという性格のものであること等を勘案し、民間の自主性にゆだねることが適当であると考えたものである。

なお、政府としては、今後とも、国民の健康の確保を最優先として取り組んでまいりたい。四から六までについて

加工食品の栄養成分表示は、国民の健康増進及び成人病の予防に資し、並びに国民の適正な食品選択に寄与するため、加工食品に含まれる栄養成分の種類及び量についての情報を国民に提供する観点から、民間において推進されているものであり、栄養成分表示が行われた加工食品数も順調に増大している。

政府としては、加工食品の栄養成分表示が円滑に行われ、その本来の目的を達成し得るよう努めてきたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿君提出「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年五月十四日までに答弁す

る旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員新村勝雄君提出東日本旅客鉄道株式会社(以下「東日本旅客鉄道」という)の不当労働行為に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年五月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月十二日

内閣総理大臣 竹下 登

地方交付税法の一部を改正する法律案(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。)

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十二年度から昭和六十一年度まで」を「昭和五十三年度から昭和六十二年度まで」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表道府県の項第十一号中「昭和六十年度及び昭和六十一年度」を「昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十二年

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十二年度から昭和六十一年度まで」を「昭和五十三年度から昭和六十二年度まで」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表道府県の項第十一号中「昭和六十年及び昭和六十一年度」を「昭和六十年から昭和六十二年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十二年

附則第四条の見出し中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同条第一項中「昭和六十二年度から」を「昭和六十三年度から」に改め、「（昭和六十二年度にあつては、当該合算額に五百十億円を加算した額）」を削り、同項第二号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第三号中「昭和六十二年度にあつては、昭和六十一年度における借入金金額六兆千四百四十三億五千五百万円」を「昭和六十三年度にあつては、昭和六十二年度における借入金金額五兆九千三百三十九億三千五百万円」に改め、同項第四号中「昭和六十二年度にあつては、三千四百六十一億円」を「昭和六十三年度にあつては、二千七百八十億円」に改め、同条第二項中「昭和六十二年度分」を「昭和六十三年年度分」に、「三千三百十七億八千万円」を「二千二百七十五億円」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「千三百三十億円」を「千七百五十億円」に、「千三百三十五億円」を「千七百六十九億円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

8 昭和六十三年度分の交付税の総額について

3 昭和六十三年度分の交付税の総額について

別表(第十二条関係)

別表を次のように改める。

7511

|                       |                                                                                                                            |                          |                   |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------|
| 入<br>地方税減収補て<br>ん償償還費 | 地方税の減収補<br>てんのため昭和<br>五十三年度から<br>昭和六十二年<br>度までの各年<br>度において特<br>別に発行され<br>た地方債の額                                            | 千円につき                    | 一〇四               |
| 九<br>財源対策償償還<br>費     | 昭和三十三年度<br>から昭和三十六<br>年度及び昭和三<br>十七年度から昭<br>和三十八年度か<br>ら昭和六十二年<br>度までの各年<br>度の財源対策の<br>ため該各年度の<br>おいて発行を許<br>可された地方債<br>の額 | 千円につき                    | 九八                |
| 十<br>地域財政特例対<br>策償償還費 | 地域財政特例対<br>策のため昭和五<br>十七年度から昭<br>和三十八年度ま<br>で各年度にお<br>いて特別に発行<br>を許可された地<br>方債の額                                           | 千円につき                    | 一三二               |
| 十一<br>臨時財政特例<br>償償還費  | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十年度から昭和<br>六十二年まで<br>の各年度にお<br>いて特別に発行<br>を許可された地<br>方債の額                                            | 千円につき                    | 六八                |
| 市町村                   | 人口                                                                                                                         | 一人につき                    | 六、六三〇円            |
| 一 消防費                 |                                                                                                                            |                          |                   |
| 二 土木費                 |                                                                                                                            |                          |                   |
| 1 道路橋りよう<br>費         | 道路の面積<br>道路の延長                                                                                                             | 千平方メートルにつき<br>一キロメートルにつき | 九三、八〇〇<br>五七〇、〇〇〇 |
| (1) 經常經費              | 港湾（漁港を含<br>む）における係<br>留施設の延長                                                                                               | 一メートルにつき                 | 一三、八〇〇            |
| (2) 投資的經費             | 港湾における外<br>郭施設の延長                                                                                                          | 一メートルにつき                 | 一〇、四〇〇            |
| 2 港湾費                 | 漁港における外<br>郭施設の延長                                                                                                          | 一メートルにつき                 | 一一、三〇〇            |
| (1) 經常經費              |                                                                                                                            |                          |                   |
| (2) 投資的經費             |                                                                                                                            |                          |                   |

|                  |  |  |          |  |  |          |  |  |           |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |           |  |  |          |  |  |          |  |  |           |  |  |           |  |  |         |  |  |           |  |  |        |  |  |        |  |  |       |  |  |     |  |  |       |  |  |       |  |  |     |  |  |
|------------------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|-----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|-----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|-----------|--|--|-----------|--|--|---------|--|--|-----------|--|--|--------|--|--|--------|--|--|-------|--|--|-----|--|--|-------|--|--|-------|--|--|-----|--|--|
| 3 都市計画費          |  |  | 4 公園費    |  |  | 5 下水道費   |  |  | 6 その他の土木費 |  |  | 三 教育費    |  |  | 2 中学校費   |  |  | 3 高等学校費  |  |  | 4 その他の教育費 |  |  | 四 厚生労働費  |  |  | 2 社会福祉費  |  |  | (2) 投資的経費 |  |  |           |  |  |         |  |  |           |  |  |        |  |  |        |  |  |       |  |  |     |  |  |       |  |  |       |  |  |     |  |  |
| (1) 經常経費         |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費  |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費  |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費 |  |  | (1) 經常経費  |  |  | (1) 經常経費  |  |  |         |  |  |           |  |  |        |  |  |        |  |  |       |  |  |     |  |  |       |  |  |       |  |  |     |  |  |
| 都市計画区域に<br>おける人口 |  |  | 人口       |  |  | 人口       |  |  | 人口        |  |  | 人口       |  |  | 児童数      |  |  | 生徒数      |  |  | 生徒数       |  |  | 生徒数      |  |  | 市部人口     |  |  | 人口        |  |  | 人口        |  |  | 人口      |  |  |           |  |  |        |  |  |        |  |  |       |  |  |     |  |  |       |  |  |       |  |  |     |  |  |
| 一人につき            |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき     |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき     |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき    |  |  | 一人につき     |  |  | 一人につき     |  |  | 一人につき   |  |  |           |  |  |        |  |  |        |  |  |       |  |  |     |  |  |       |  |  |       |  |  |     |  |  |
| 七〇六              |  |  | 三七〇      |  |  | 一六五      |  |  | 一四六       |  |  | 六六       |  |  | 三八、四〇〇   |  |  | 五五九、〇〇〇  |  |  | 五、五三五、〇〇〇 |  |  | 三九六、〇〇〇  |  |  | 二六、二〇〇   |  |  | 七一五、〇〇〇   |  |  | 五、六一六、〇〇〇 |  |  | 三九六、〇〇〇 |  |  | 五、九一七、〇〇〇 |  |  | 三八、三〇〇 |  |  | 二二、八〇〇 |  |  | 五、〇八〇 |  |  | 二一七 |  |  | 六、二八〇 |  |  | 三、三二〇 |  |  | 四六九 |  |  |

| 3 保健衛生費  |  |  |  | 4 清掃費    |  |  |  | 5 労働費     |  |  |  | 六 その他の行政費 |  |  |  | 七 災害復旧費  |  |  |  | 八 刃地対策事業債<br>償還費 |  |  |  | 九 地方税減収補て<br>ん償還費 |  |  |  |
|----------|--|--|--|----------|--|--|--|-----------|--|--|--|-----------|--|--|--|----------|--|--|--|------------------|--|--|--|-------------------|--|--|--|
| (1) 經常経費 |  |  |  | (1) 經常経費 |  |  |  | (1) 經常経費  |  |  |  | (1) 經常経費  |  |  |  | (1) 經常経費 |  |  |  | (1) 經常経費         |  |  |  | (1) 經常経費          |  |  |  |
| 人口       |  |  |  | 人口       |  |  |  | 失業者数      |  |  |  | 農家数       |  |  |  | 農家数      |  |  |  | 農家数              |  |  |  | 農家数               |  |  |  |
| 一人につき    |  |  |  | 一人につき    |  |  |  | 一人につき     |  |  |  | 一人につき     |  |  |  | 一人につき    |  |  |  | 一人につき            |  |  |  | 一人につき             |  |  |  |
| 三、七九八    |  |  |  | 四、四七〇    |  |  |  | 一、〇〇五、〇〇〇 |  |  |  | 三三、八〇〇    |  |  |  | 二七、二〇〇   |  |  |  | 七〇〇              |  |  |  | 三、一〇〇             |  |  |  |



改正等に伴つて必要となる経費の財源を措  
置すること。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、昭  
和六十三年度分の地方交付税の総額について所  
要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に  
伴つて必要となる行政経費の財源を措置するた  
め地方交付税の単位費用の改正等を行おうとす  
る本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決  
した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年年度交付税及び譲与税配付金特別  
会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出  
に地方交付税交付金として十兆六千二百八十五  
億八千八百九十五万六千四百が計上されている。  
右報告する。

昭和六十三年四月二十六日

地方行政委員長 松本 十郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対  
する附帯決議

政府は、地方公共団体における行政需要増によ  
る地方財源不足を打開し、地方自治の拡充強化を  
図るため、以下の各項について善処すべきであ  
る。

一 地方交付税総額の長期的安定確保のため、地  
方交付税法第六条の三第二項の主旨にかんが  
み、地方交付税の対象税目の拡大等を含め、一  
般財源の安定充実に努めること。

二 構造不況地域等財政基盤の脆弱な地方公共団  
体に対しては、公債費負担比率の上昇に対処で  
きる財源措置の充実等を図るとともに、産業の  
振興と雇用創出について特段の援助に努めるこ  
と。

三 国民健康保険事業の長期的安定を図るため、  
保険制度に対する国の責任の明確化、医療費対  
策の推進、給付と負担の公平化等医療保険制度  
全般にわたる幅広く検討し、その抜本的改革を  
図ること。

四 国庫補助負担率の特例については、昭和六十  
三年度までの暫定措置であることにかんがみ、  
昭和六十四年度以降においては、国庫補助負担  
制度の意義等を踏まえて検討を進め、制度の見  
直しにその基本的な変更を行わないこととし、  
国庫補助負担率の復元に努めること。

五 地方公営企業の健全化と経営基盤の確立を図  
るため、経費負担区分の原則に基づき一般会計  
からの的確な繰り入れに努めること。

六 地方公務員の週休二日制の推進を図るととも  
に、土曜閉庁方式導入の準備を進めること。  
右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十三年三月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

漁業災害補償法の一部を改正する法律  
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 漁具共済(第二百二十六条―第百  
三十七条)」を「第四節 特定養殖共済(第二百二十五  
条―第二百二十七条)」に改める。  
第五節 漁具共済(第二百二十六条―  
第二百二十七条)」を「第五節 特定養殖共済(第二百二十五  
条―第二百二十七条)」に改める。

第二十条中「行なう」を「行う」に改め、「漁獲金額」  
の下に「若しくは養殖に係る生産金額」を加える。  
第七十七条中「行なう」を「行う」に改め、第三号  
を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定養殖共済

第七十八条第一項中「被共済者又は」を「被共  
済者若しくは」に、「又は構成員を」若しくは構成  
員に改め、「場合」の下に「又は被共済者の構成員  
のうちにその営む漁業の共済責任期間中の操業に  
係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものが  
ある場合」を加え、同条中第三項を第四項とし、  
第二項の次に次の一項を加える。

3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共  
済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度  
額に達しない場合若しくは被共済者の構成員の  
うちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖  
に係る生産金額が単位共済限度額に達しないも  
のがある場合の被共済者若しくはその構成員の  
損失又は被共済者若しくはその構成員が営む養  
殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流  
失した等の場合の被共済者若しくはその構成員  
の損害について、被共済者に対し共済金を交付  
する事業とする。

第七十九条中「及び養殖共済又はそのいずれか  
一」を「養殖共済及び特定養殖共済のうちいずれ  
か一以上」に、「行なわなければ」を「行わなければ」

に改める。

第八十条第一項中「種類」との下に「特定養殖  
共済にあつては第二百二十五条の二に規定する養殖  
業の種類」とを加え、同条第二項中「若しくは第  
百二十四条第一号に掲げる養殖業を削り、「又は同  
条第三号」を「第二百十四条第三号」に、「共済契約  
については」を「共済契約又は第二百二十五条の二に  
規定する特定養殖業(以下この節において「特定養  
殖業」という。)に係る共済契約については」に改め  
る。

第八十二条第二項中「又は養殖共済」を「養殖共  
済又は特定養殖共済」に改める。

第八十五条第一項中「中小漁業者の下に」同項  
第二号に掲げる組合員にあつては同号ロに規定  
する規約を定めている中小漁業者、同項第三号ロ  
に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約  
を定めている中小漁業者を「構成員」の下に「第  
百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員に  
あつては同号に規定する規約を定めている中小漁  
業者」を「養殖施設」の下に「特定養殖共済にあ  
つては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係  
る生産動植物及び当該共済契約に係る共済目的た  
る養殖施設」を加え、同条第二項中「漁獲共済」の  
下に「又は特定養殖共済」を加え、「同号ロ」を「同  
号」に改め、「規定する中小漁業者」の下に「同項  
第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定  
する規約を定めている中小漁業者、同項第三号ロ  
に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約  
を定めている中小漁業者、第二百二十五条の四第一  
項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定す  
る規約を定めている中小漁業者」を、「漁業」の下

に「又は特定養殖業」を加え、「漁獲努力」を「漁獲又は養殖に係る努力」に改める。

第九十一条第四項中「中小漁業者」の下に「同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を、「構成員」の下に「第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を加える。

第九十三条第一項第八号中「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を、「漁業」の下に「又は特定養殖業」を加える。

第四百四条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「及び第四百十四条」を「第四百十四条に」、「以外の」を「及び第四百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の」に改める。

第四百五条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、

政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定

めており、かつ、その組合員の直接の構成員であつて第四百八条第一項に規定する特定第二号漁業者である者の三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれる場合における組合員に限る。）

第三百五条第一項に次の一号を加える。  
三 前条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第三号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者で第四百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。）

第七百七条中「を締結している者」を「が締結されている場合には、被共済資格者」に改める。  
第四百八条第一項中「政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ同号に掲げる漁業を分けて定める」を「第四百八条第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごと及び」に、「同号」を「第四百八条第二号」に、「被共済資格者」とを「第四百八条第一項第二号イに掲げる組合員若しくは中小漁業者又は当

該中小漁業者が同号に規定する規約を定めている場合における同号に掲げる組合員」とに改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「被共済者となる者」の下に「（被共済者となる者が第四百八条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしていない第四百八条第一項第二号に掲げる組合員に係る同号に規定する規約を定めている特定第二号漁業者は、前項の規定の適用については、当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしていないものとみなす。

第四百八条の二の見出し中「申込み」を「申込み等」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第四百八条第一項第二号」に、「を」を「し又は組合員の直接の構成員として第四百八条第一項第二号に規定する規約を定める」に、「第四項に」を「第五項に」、「しななければ」を「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」に改め、同条第三項中「政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ第四百八条第三号に掲げる漁業を分けて定める」を「第四百八条第一項第三号の都道府県知事の定める区域ごと及び」に、「同号」を「第四百八条第三号」に、「を」を「し又は組合員の直接の構成員として第四百八条第一項第三号に規定する規約を定める」に、「次項を」を「第五項に」、「しななければ」を「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」に改め、同条第四項中「前項」を「前各項」に改め、「申込み」の下に「又は第二項若しくは第三項の規定による規約の設定」を

加え、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四百八条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員は、同項第二号又は第三号に規定する規約が第二項又は前項の規定により定められたときは、組合に第四百八条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしななければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第四百九条第二項中「第四百八条第一項」を「第四百八条第一項第二号」に改める。

第四百十条第一項中「をこえない」を「第四百八条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第四百八条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員であるときは、同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第四百十三条の二第二項、第四項及び第五項において同じ。」を「こえない」に改める。

第四百十一条の見出しを「（共済限度額等）」に改め、同条第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「共済限度額」の下に「又は単位共済限度額」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第四百八条第一項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額と

する。

第百十三条第一項中「漁獲共済の」を「漁獲共済（次項に掲げるものを除く。）の」に改め、「及び次項」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない」を「前三項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する」に、「前項」を「これら」に改め、「算定した金額」の下に「第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額」を「当該被共済者」の下に「その者が第百五条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員であるときは、同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべて」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四項とする。

一 被共済者が第百五条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員である場合 同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に係る第二項の農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める漁業の種類に係る種目の漁獲共済である場合 当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に係る同項の農林水産省令で定める割合

第百十三条第一項の次に次の二項を加える。

2 第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済であつて、被共済者が第百五条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のうちその営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額を差し引いて得た金額に、同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に係る前項の農林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る経営事情及び共済事故の発生の際に照らして共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類のものに係る種目の漁獲共済の共済金は、第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を

支払うものとされる場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第三号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量）を基準として組合員が定める基準漁獲数量（以下「基準漁獲数量」という。）に二を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百十三条の二第二項中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「共済限度額」の下に「又は単位共済限度額」を、「第百十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から一年を経過した日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来

することとなる継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合については、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなく、当該当初契約及び当該継続契約の前の継続契約のいずれの共済責任期間においても組合員から共済金の支払を受けていないことその他の農林水産省令で定める要件に該当する場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより当初契約の共済金額の共済限度額に対する割合を上回る割合にこれを変更することができる。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

#### 第四節 特定養殖共済

（特定養殖共済の対象とする養殖業及び区分）  
第百二十五条の二 特定養殖共済は、政令で定める養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき行うものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故）  
第百二十五条の三 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

## (被共済者の資格)

第二百二十五条の四 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

二 組合員(その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。)

2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第二百五条第二項の規定を準用する。

## (共済契約者に関する制限)

第二百二十五条の五 特定養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、当該種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

## (共済契約の締結の制限)

第二百二十五条の六 一の特定養殖業に係る特定養殖共済又は養殖共済の共済契約が締結されている場合には、当該特定養殖業に係る被共済資格者は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共

済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

第二百二十五条の七 特定養殖共済については、第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む被共済資格者(以下「区域内特定養殖業者」という。)の二分の一以上の者からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、区域内特定養殖業者又は区域内特定養殖業者が同様に規定する規約を定めている場合における同様に掲げる組合員と当該特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしている第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員に係る同様に規定する規約を定めている区域内特定養殖業者は、前項の規定の適用については、当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしているものとみなす。

3 特定養殖共済に係る養殖施設については、前条及び第一項の要件を満たして第七十八条第三項の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設(以下「共済目的特定施設」という。)で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するもの(のすべてを共済目的とし、当該特定養殖業において当該共済責任期間中に付加する共済目的特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある場合には、そのすべ

てを共済目的とすることを約するときに限り、組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

## (共済契約の締結の申込み等)

第二百二十五条の八 第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同様に規定する規約を定めるところにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者(当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。)は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同様に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員は、同様に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込み又は第一項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

## (共済責任期間)

第二百二十五条の九 特定養殖共済の共済責任期間

は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業の養殖時期(周年操業をするものについては、一年間)を基準として、共済規程で定める期間とし、第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

## (共済金額)

第二百二十五条の十 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済限度額(被共済者が第二百五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同様に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額)を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の規定により共済金額を定める場合又は前項の規定により同項の割合を定める場合において、特定養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めるときは、その限度を超えて定めることができる。

4 第一項に規定する共済金額は、同項及び前項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができる。

## (共済限度額等)

第二百二十五条の十一 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところによ

り、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額を基準として、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖業の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第二百二十五条の四第一項第二号に規定する規約を定めておける中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 前二項の規定により共済限度額又は単位共済限度額を定める場合における第一項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額(農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む)として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済価額)  
第二百二十五条の十二 第二百二十五条の十二第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設(当該共済責任期間中に付加されるものを含む)の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごと

に、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(純共済掛金率)

第二百二十五条の十三 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(てん補の責めを負わない損害)

第二百二十五条の十四 養殖施設について生じた戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第二百二十五条の十五 特定養殖共済(次項に掲げるものを除く)の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年

間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量を一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数量を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合及び共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 被共済者が第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めておける中小漁業者(以下この項において「特定中小漁業者」という。)のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量(第二号において「基準生産数量」という。)に前項の数量を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額

から当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

一 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に、農林水産省令で定める割合

二 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量の基準生産数量に対する割合に、農林水産省令で定める割合

三 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてが営む当該特定養殖業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合

四

共済金額の当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合

3 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に關し農林水産省令で定める要件に該する特約がある共済契約に係るものの共済金(第七十八条第三項に規定する損失に係るものに限る)は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約

に従い算定した金額（被共済者が第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者の営む当該特定

産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類に同じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

を差し引いて得た金額に同号ハに、「金額とを」を「金額を」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

ロ 会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額を超え当該共済契約に係る団体責任分担共済金額以下である場合に於ては、その超える部分の金額に第四百四十一条第一項第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額と当該差し引いて得た金額に同号ハの政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

を差し引いて得た金額に同号ハに、「金額とを」を「金額を」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

（商法の準用）  
第二百二十五条の十七 第七十八条第三項に規定する損害に係る特定養殖共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第二百四十六条の二中「第二百二十五条の下に、第二百二十五条の十七」を加える。

第二百四十七条の二中「行なう」を「行う」に、「及び養殖共済」を「養殖共済及び特定養殖共済」に改める。

4 第一項及び第二項の生産金額については、第二百二十五条の十一第三項の規定を準用する。

第二百四十二条中「第二百十三條の二第六項」を「第二百十三條の二第七項（第二百二十五條の十六において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百四十七條の三「又は養殖共済」を「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

5 特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第二百二十五条の十第二項の割合を乗じて得た金額とする。

第二百四十三條第一号中「及び養殖共済」を「養殖共済及び特定養殖共済」に改め、同号イを次のように改める。

（保険金額）  
第二百四十七條の四 政府の保険金額は、保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

6 前項の損害額は、当該共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責を負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の第二百二十五条の十二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水

イ 当該共済契約に係る共済金額のうち、団体責任分担共済金額を超える部分の金額  
第二百四十四條第一号ロ中「団体責任分担共済金額」の下に「から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

一 同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額を超える部分の金額  
二 同一年度再共済契約に係る責任分担再共済金額に百分の九十五を下らず百分の百に満たない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

ロ 当該共済契約に係る特別団体責任分担共済金額に百分の九十五を下らず百分の百に満たない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

（継続申込特約に関する規定の準用）  
第二百二十五条の十六 特定養殖共済については、

第二百四十四條に次の一項を加える。

第二百四十四條に次の一項を加える。

## 2

前項第一号の連合会責任再共済金額は当該同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち連合会がその支払についての責任のすべてを負担すべき部分の金額として、同項の責任分担再共済金額は当該合計額のうち政府が連合会と其の支払についての責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

第百四十七条の六の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「又は養殖共済」を「養殖共済又は特定養殖共済」に、「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第百四十七条の七中「連合会責任再共済金額をこえる」を「連合会責任再共済金額を超える」に、「当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額以下である場合にあつては、当該再共済金の合計額のうち当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額を超える部分の金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

二 当該再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額を超える場合にあつては、当該再共済金の合計額のうちその超える部分の金額と当該同一年度再共済契約に係る責任分担再共済金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

る責任分担再共済金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第百四十七条の八第一項中「又は養殖共済」を「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

第百九十五条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を加え、同項第二号中「その構成員」を「その構成員」に改め、「平均規模」の下に「その者が第百五十五条第一項第三号に掲げる組合員であるときは同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模」を加える。

附則第二条の二から第二条の十七までを削る。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 改正後の漁業災害補償法(以下「新法」という。)第百三十三条第三項及び第四項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

2 新法第百四十条第一項第一号及び第二項並びに第百四十三条第一号の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

## 3

昭和六十三年年度における漁業共済保険事業の保険契約については、新法第百四十七条の三の規定にかかわらず、その共済責任期間の開始日が昭和六十三年四月一日以後施行日前の日である共済契約についての再共済契約(以下「施行日前再共済契約」という。)に係る再共済責任及びその共済責任期間の開始日が施行日以後昭和六十四年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約(以下「施行日後再共済契約」という。)に係る再共済責任のそれぞれを一体としてこれらにつき保険契約が成立するものとする。

4 新法第百四十七条の四及び第百四十七条の七の規定は、施行日後再共済契約に係る保険契約について適用し、施行日前再共済契約に係る保険契約については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の臨現に存する改正前の漁業災害補償法の規定に基づく特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第三条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ三中「及附則第二条の十六第二項」及び「(同法附則第二条の十六第五項ニ於テ準用ス

ル場合ヲ含ム」を削る。

## 理 由

最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、その直接の構成員である中小漁業者の相当部分が漁獲共済に関する規約を定めている等の要件を満たす漁業協同組合を漁獲共済の被共済資格者に追加するとともに、試験的に実施してきた特定養殖共済を漁業共済事業として実施するため規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、中小漁業者の共済需要の多様化に対応しつつ、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 漁獲共済の改正

(一) 共済契約の締結方式について、漁業協同組合の組合員である漁業者の相当部分が漁獲共済に関する規約を定めたときは、その漁業協同組合が共済契約を締結することができることとする。

(二) 継続申込特約における契約割合の固定制を緩和し、一定の要件に該当する場合には引き上げることができることとする。

(三) 漁業の経営事情及び共済事故の発生の様態に照らして特例を定める必要がある特定

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

七六二

の種類の漁業について、共済責任期間中の漁獲数量が基準漁獲数量を上回った場合には共済金を減額することとする。

2 漁業再共済事業及び漁業共済保険事業の改正

正 漁業共済組合連合会の再共済金額及び政府の保険金額の算定方法を改めることにより、漁業共済組合と漁業共済組合連合会との間における漁業共済事業による共済金の支払についての責任の分担方法及び漁業共済組合連合会と政府との間における漁業再共済事業による再共済金の支払についての責任の分担方法を改善することとする。

3 特定養殖共済の本格実施

昭和四十九年以来試験的に実施してきた特定の養殖業について生産金額の減少等をてん補する特定養殖共済を漁業共済事業として本格的に実施することとする。

二 議案の可決理由

近年の我が国水産業を取り巻く厳しい諸情勢にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化と漁業実態の変化に即して漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保するための措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年四月二十六日

農林水産委員長 菊池福治郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近年における国際的な二百海里体制の定着、水産物需要の伸び悩み、周辺水域における漁獲不振等我が国水産業をめぐり厳しい環境の中で、漁業災害補償制度は漁業再生産の確保と漁業経営の安定に重要な役割を果たしており、漁業者が本制度に期待するところは大きいものがある。

よつて政府は、漁業の永続的な安定と発展に資するため、生産構造の整備・強化のための諸施策を充実するとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 漁業災害補償制度の健全な運営のために普遍的な共済加入が不可欠であることにかんがみ、適切な補償水準及び掛金率を設定する等漁業実態に即し、かつ、漁業者の共済需要を踏まえ魅力ある制度の確立に努めるとともに、漁業共済組合及び漁業協同組合の共済事業推進体制の充実並びに政府・地方公共団体が行う融資措置等の経営対策と本制度との有機的な運営に努めること。

二 漁村社会の変化等にかんがみ、本制度が漁業依存度の高い経営の安定に十分効果を発揮し得るよう対象漁業者の範囲について検討するとともに、漁獲共済において義務加入の不成立が加入率低迷の一因となつていないことに対処し、その成立促進のための措置を講ずること。

三 基準漁獲数量の設定による共済金支払方法の特例を設けるに当たっては、共済金の減額により漁業の再生産が阻害されることのないよう十

分配すること。また、特例措置の対象となる漁業の種類は、漁業の実態等を踏まえ、さけ、まず大型定置漁業に限ること。

併せて、さけ、まず大型定置漁業に係る共済事故多発の原因をさらに明らかにすること。

四 輸入水産物が急増している状況にかんがみ、水産物の国内需給を踏まえた秩序ある輸入に努めること。

五 養殖技術の発展に伴い多様な魚種の養殖業が定着している現状にかんがみ、共済需要に応じ共済対象の拡大を図ること。また、地域共済事業に対する公的援助及び同共済事業として定着した事業の共済事業への移行の在り方につき検討すること。

六 国、連合会、共済組合の段階別責任分担割合については、本制度の性格を踏まえつつ、それぞれが抱える累積赤字の状況並びに共済事故の発生状況に即し適宜・適切に見直しを行うこと。

七 特定養殖共済の本格実施に伴うのりの養殖共済の廃止については、本則共済への加入の現状を踏まえ、十分な経過措置を設けて円滑に移行すること。

八 漁業経営の合理化の必要性並びに漁業関係共済・保険事業の運営の現状等にかんがみ、総合的な漁業関係共済・保険制度の確立に向けてその統合・一元化を検討すること。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを経議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の規定に基づき、国会の承認を求める。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正

第六条

1 第六条1を次のように改める。

1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第八条1の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り三年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合に特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。

2 第六条2の(a)から(e)まで以外の部分を次のように改める。

2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。

8 第六条2に(イ)として次のように加える。

(注) この条約の実施を促進するため、その他

の勧告又は決議を採択すること。

4 第六条に4として次のように加える。

4 締約国会議は、会合ごとに手続規則を採択する。

5 第六条に5及び6として次のように加える。

5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。

6 締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従つて、予算に係る分担金を支払う。

#### 第七条

第七条2を次のように改める。

2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

#### 一 本件の目的及び要旨

昭和四十六年「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(以下「条約」という。)が採択された。

その後、条約の実効性を高める必要性が認識

されるに至り、昭和五十七年、臨時締約国会議は、改正手続等を追加するための改正議定書を採択した。次いで、条約の改正の内容について検討が行われた結果、本改正は、昭和六十二年五月、カナダのレジナイナで開催された臨時締約国会議において採択されたものである。

本改正の主な内容は次のとおりである。

1 条約の実効性を高めるため、締約国会議を設置し、締約国会議は少なくとも三年に一回開催すること。

2 締約国会議は、勧告又は決議を採択し、その採択は、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決によること。

3 締約国会議は、財政規則を定め予算及び分担率を採択し、各締約国は、分担率に従つて予算に係る分担金を支払うこと。

なお、この改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

#### 二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年四月二十七日

外務委員長 糸山英太郎

衆議院議長 原 健三郎殿

船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

船舶整備公団法の一部を改正する法律  
船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「であつて、もつぱら遊覧の用に供するもの以外のもの」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「余剰船舶等」とは、海上旅客運送事業者、旅客船貨運業者、海上貨物運送事業者又は貨物船貨運業者(第十九条において「海上旅客運送事業者等」という。)の事業規模の縮小、船腹の調整等に伴い余剰となつた船舶又は船齢の高い船舶その他の運輸省令で定める効率の低い船舶をいう。

第十二条第一項本文を次のように改める。  
理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十三条第二号中「貨物船貨運業者」の下に、「第十九条第九号の四に規定する特定係留船活用事業を営む者」を加える。

第十九条第二号中「国内旅客船として」を削り、

同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「前三号」を「前号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「又は第五号」を削り、同条を同条第六号とし、同条第七号の二を同条第七号とし、同条第八号中「行ない」を「行い」に改め、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第九号の三中「又は第五号」を削り、同条の次に次の四号を加える。

九の四 特定係留船活用事業(自己の所有に係る余剰船舶等を係留船として活用して行う事業をいう。以下同じ。)を営む海上旅客運送事業者等(海上旅客運送事業者等から余剰船舶等取得して特定係留船活用事業を営む者を含む。以下この条において同じ。)と費用を当該余剰船舶等の取得に要する費用を含む。)を分担して、当該余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造すること。

九の五 前号の規定により改造した係留船を特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等に使用させること。

九の六 第九号の四の規定により改造した係留船を特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等に譲渡すること。

九の七 特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等に対し、余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造するために必要な資金を貸し付けること。

第二十四条に次の一項を加える。  
八 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 船舶整備公団法の一部を改正する法律案及び同報告書 郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

七六四

### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に船舶整備公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 船舶整備公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の海運業における船腹の過剰及び老朽船舶の増加等の状況にかがみ、船舶整備公団に余剰船舶等を係留船として活用して行う事業の用に供するために改造すること等の業務を行わせ、もつて余剰船舶等の活用又はその円滑な処理に資する対策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶整備公団の業務に、自己の所有に係る余剰船舶等を係留船として活用して行う事業を営む海上旅客運送事業者等と費用を分担して、当該余剰船舶等を係留船に改造すること等を追加することとする。

2 船舶整備公団が行う共有建造業務等の対象となる国内旅客船として、専ら遊覧の用に供する国内旅客船を追加することとする。

3 この法律は、公布の日から施行することとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、最近の海運業における船腹の過剰及び老朽船舶の増加等にかがみ、余剰船舶等の活用又はその円滑な処理に資するための措置と

して妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年四月二十七日

運輸委員長 関谷 勝嗣

衆議院議長 原 健三郎殿

郵便法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月一日

内閣総理大臣 竹下 登

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

第十九条の二の見出しを「郵便葉書の無償交付等」に改め、同条第一項中「ときは」の下に「省令の定めるところにより」を、「除く」の下に「以下この項において同じ」を加え、「省令の定めるところにより」を削り、「ついた」を「付いた」に、「交付する」を「交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む)を免除する」に改め、同条第二項中「省令」の下に「(郵便葉書及び郵便書簡の無償交付に係る部分に限る)」を加える。

第十九条の三の見出し中「小包郵便物」を「救助用の郵便物」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「又は日本赤十字社に於てた救助用物資」を「日本赤十字社その他省令で定める法人又は団体に於て

た救助用の物」に、「小包郵便物の料金」を「郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む)」に改める。

第二十七条中「定形郵便物にあつては重量二十五グラムまでのもの五十円、重量二十五グラムを超え五十グラムまでのもの六十円とし、定形外郵便物にあつては重量五十グラムまでのもの百円、重量五十グラムを超え百グラムまでのもの百四十円とする」を「郵政大臣が審議会に諮問した上、省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の定形郵便物又は定形外郵便物についてこれらの規定に定める額より低いものでなければならぬ」に改め、第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十七条の三の次に次の四号を加える。

第二十七条の四(第一種郵便物等の料金の決定の特例) 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二条第二項の規定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき又は欠損が生ずることが確実であると認められるときとして政令で定めるときで、かつ、当該会計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき又は当該累積欠損金が生ずることが確実であると認められるときとして政令で定めるときに限り、第一種郵便物(市内特別郵便物を除く)及び第二種郵便物の全部又は一部について、当該会計年度又はその翌年度において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金(欠項において「特例引上げ料金」という。)を定めることができる。

前項の規定は、特例引上げ料金の額を超える額の料金を定める場合について準用する。

第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の郵便事業の損益計算は、郵便事業(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務(日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務に限る)及び同項第四号に掲げる業務をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る同法第四号第二十三号の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、第一項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金(当該会計年度において累積欠損金が生じない場合は、累積利益金)について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第二十七条の五 郵政大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により第一種郵便物(市内特別郵便物を除く。次条及び第二十七条の七において同じ)及び第二種郵便物の全部又は一部について料金を定めるときは、定形郵便物及び郵便書簡、定形外郵便物又は第二種郵便物(以下この条において「定形郵便物等」という。)の料金の改定率がそれぞれ物価等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する改定率とは、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度（以下この項及び次項において「実施年度」という。）の前年度の末日において実施されている定形郵便物の料金に対する実施年度の末日において実施される定形郵便物の料金の割合をいう。

第一項の郵便物等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第二十七条の六 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物及び第二種郵便物の全部又は一部について、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、審議会に諮問した上、省令でこれらの規定に定める額を下回る額の料金（次項において「特例引下げ料金」という。）を定めることができる。

前項の規定は、特例引下げ料金の額を下回る額の料金を定める場合について準用する。

前条第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

郵政大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の省令で定めようとするとき

は、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十七条の七 第二十七条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三條第四項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第二十六條から第二十七條の二まで及び第二十七條の六において同じ。又は第二十七條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第二十六條から第二十七條の四までにおいて同じ。」の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡を除く。）の料金の額」と、第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡を除く。）の料金の額」と、第二十七條中「第二十一条第二項及び第三項」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、これらの規定に定められた額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の二中「第二十一条第二項又は第三項」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、これらの規定に定められた額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の三第一項中「第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第三項において同じ。又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」と、第二十七條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の四第一項」と、これらの規定に定められた額」とあるのは「同項の規定により定められた額」とする。

第三十三條の見出し中「販売」を「販売等」に改め、同条中「証券」の下に「（以下この条において「切手類」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

郵政省は、郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他切手類に關し周知し、又は啓発を図るための物（次項において「郵便切手帳等」という。）を、実費により販売することができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードであつて、切手類、郵便切手帳等及び郵政省が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物の

うちその販売額がその給付を受けようとする時において当該カードに記録されている金額を超えないものの給付を受けることができるものを発行し、郵政省及び第一項に規定する販売者において、これを販売することができる。

第五十一条中「特殊取扱」を「特殊取扱」に改め、「に省令で定める額の手数料を加算した額の料金を削る。

第五十三條第一号中「に省令で定める額の手数料を加算した額を削る。

第九十三條から第九十五條までを削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第二十七條の三の次に四條を加える改正規定及び第九十三條から第九十五條までを削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 昭和六十二年及び昭和六十三年度における郵便事業の損益計算についての改正後の第二十七條の四第三項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社及び日本放送協会」とあるのは、「日本放送協会」とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「証券」の下に「郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三條第二項に規定

する郵便切手帳等、同条第三項に規定するカードを加える。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第十七号中「外国郵便」を「國際郵便」に改める。

理 由

郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 料金の決定方法の特例制度の整備

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物(以下「第一種郵便物等」という。)の料金は、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき等で、かつ、当該会計年度において、政令で定め

る額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき等に限る、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き上げることができることとする。

(二) 第一種郵便物等の料金は、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き下げる

ことができることとする。

(三) 市内特別郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることとし、その額は、市内特別郵便物としない定形郵便物又は定形外郵便物の料金の額より低いものでなければならないこととする。

2 非常災害時における郵便料金の免除の制度の改善

郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)及び被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができることとする。

3 切手類等の給付を受けることができるカードの発行及び販売

郵政大臣は、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードで、切手類等の給付を受けることができるものを発行し、販売することができることとする。

4 その他

(一) 郵政省は、郵便切手帳等を販売すること

ができることとする。

(二) 料金未納又は料金不足の郵便物に係る手数料を廃止することとする。

(三) 「外国郵便」を「國際郵便」に改めることとする。

(四) その他所要の規定の整備を行うこととする。

5 施行期日

この法律は、昭和六十三年七月一日から施行することとする。ただし、1(三)を除く。については、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定方法の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図ろうとするもので、その内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年四月二十七日

通信委員長 塚原 俊平

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

郵便法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 多様化する国民の要請に応えるとともに、需要を拡大するための諸施策を積極的に推進する

こと。

一 情報伝達手段が多様化する中で郵便事業経営の自主性をなお一層発揮し、今後とも健全な事業経営を維持するよう努めること。

一 郵便事業の効率的かつ能率的な経営を図り極力料金値上げを抑制するよう努めること。

一 料金値下げを行う場合は、その機動的運用が重要であることから、速やかに対応すること。

一 郵便事業は、国営事業として今後ともより公共性の高いサービスの開発に努めること。

一 国民の負託にこたえるため、今後とも健全な労使関係の維持に不断の努力を払うこと。

郵便年金法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年三月一日

内閣総理大臣 竹下 登

郵便年金法の一部を改正する法律

郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「一定の年齢に達した後にける」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に

「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「前項に定める年金支払の事由が発生した日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の年金は、年金契約の効力が発生した日又は年金受取人がその年金契約に定める年金支払開始年齢に達した日以後における生存について支払うものとする。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第六号中「払込期間、払込額予期間その他掛金の払込み及びその」を「払込み及びその払込額予期間並びに掛金の」に改め、同項第八号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

#### 十 年金契約の復活に関する事項

第十八条第二項第二号を次のように改める。  
二年金受取人が年金支払開始年齢に達した日以後における生存について年金の支払をする年金契約（以下「据置年金契約」という。）にあつては、年金支払開始年齢

第十八条第二項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「前日まで」の下に「（年金契約の効力が発生した日以後における生存について年金の支払をする年金契約（以下「即時年金契約」という。）にあつては、その申込みの時）」を加える。

第二十八条第一項中「前日まで」の下に「（即時年金契約にあつては、その申込みの時）」を加える。

第二十九条の次に次の四号を加える。

#### （復活の申込み）

第二十九条の二 第十九条の場合には、据置年金契約の年金契約者は、その契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができる。ただし、年金支払事由発生日以後においては、この限りでない。

#### （復活の効力発生）

第二十九条の三 据置年金契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効

力を生ずる。

2 前項の場合においては、年金証書に年金契約復活の旨を記載する。

#### （復活の効果）

第二十九条の四 据置年金契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかつたものとみなす。

#### （準用規定）

第二十九条の五 据置年金契約の復活の場合には、第三十二条の規定を準用する。

第三十条中「年金契約者に」を「据置年金契約の年金契約者に」に改める。

第三十五条第一項中「前日まで」の下に「据置年金契約の」を加え、「年金契約において」を「据置年金契約において」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

3 この法律による改正前の昭和五十六年改正法附則第十一条に規定する終身年金に係る郵便年金契約であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

#### 理 由

最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、掛金の払込み及び年金の支払の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 掛金の払込みの制度の改善  
郵便年金契約の加入申込み時に掛金を一時に払い込むことができることとする。

2 年金の支払の制度の改善  
掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払をすることができるとすること。

3 その他  
(一) 郵便年金契約が掛金払込額予期間の経過により失効した場合、一定の条件の下に、その復活の申込みをすることができるとすること。

(二) その他規定の整備をすること。

4 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、その内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和六十三年四月二十七日

通信委員長 塚原 俊平

衆議院議長 原 健三郎殿

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十三年三月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

#### 目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 特定物質の製造等の規制

第一節 特定フロン製造等の規制（第四

条—第十五条）

第二節 特定ハロンの製造等の規制（第十六

条—第二十一条）

第三章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理

化（第二十二条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条—第三十七条）

附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約(以下「条約」という。)及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

## (定義等)

第二条 この法律において「特定フロトン」とは、議定書附属書AのグループIに属する物質をいう。

2 この法律において「特定ハロン」とは、議定書附属書AのグループIIに属する物質をいう。

3 この法律において「特定物質」とは、特定フロトン及び特定ハロンをいう。

4 この法律において「生産量」とは、議定書第一条5に規定する生産量の同条7に規定する算定値をいう。

5 この法律において「消費量」とは、議定書第一条6に規定する消費量の同条7に規定する算定値をいう。

6 この法律における特定フロトン又は特定ハロンの数量は、議定書附属書AのグループI又はグループIIに属する物質の種類別の量に、議定書附属書AのグループI又はグループIIに掲げる当該物質のオゾン破壊係数を乗じて得られる数量を、それぞれ合計した数量とする。

## (基本的事項等の公表)

第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 議定書第二条1本文、2本文、3本文及び4本文の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定フロトン又は特定ハロンの生産量及び消費量の基準限度

二 オゾン層の保護の意義に関する知識の普及その他のオゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

2 通商産業大臣は、特定フロトン又は特定ハロンについて、次条第一項のフロトン年度又は第十六条第一項のハロン年度ごとに、その生産量及び消費量その他通商産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

## 第二章 特定物質の製造等の規制

第一節 特定フロンの製造等の規制  
(製造数量の許可)

第四条 特定フロンを製造しようとする者は、フロトン年度(議定書第二条1、3及び4の規定に即して通商産業省令で定める期間をいう。以下同じ。)ごとに、当該フロトン年度において製造しようとする数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、当該フロトン年度における製造について第十一条第一項の確認を受けた者が特定フロンを製造するとき又は政令で定める数量以下の特定フロンを製造する

ときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

三 製造及び貯蔵の場所

四 製造設備の構造及び能力

五 その製造に係る特定フロンのうち当該フロトン年度において通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されることが見込まれるものの数量(第八条第二項において「特定フロトン輸出予定数量」という。)

六 その他通商産業省令で定める事項

3 第一項ただし書の政令で定める数量以下の特定フロンを製造しようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

## (輸出用製造数量の指定)

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量(以下「特定フロトン許可製造数量」という。)の全部又は一部を、当該許可に係る者(以下「特定フロトン許可製造者」という。)(の特定フロトン確定輸出数量(その製造に係る特定フロトンであつて、通商産業省令で定めるところにより、当該フロトン年度において同条第二項第五号の通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されたことについての又は輸出されることが確実である旨の通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。以下同じ。))

に応じて製造しなければならない数量として指定することができる。

## (輸入の承認)

第六条 特定フロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

## (許可等の基準)

第七条 通商産業大臣は、我が国の特定フロンの生産量及び消費量が議定書第二条に基づき我が国が遵守しなければならない特定フロンの生産量及び消費量の限度を超えるものとならないよう、かつ、特定フロンの製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項の許可、第五条の規定による指定又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

(特定フロトン許可製造数量の増加の許可等)

第八条 特定フロトン許可製造者は、その許可に係るフロトン年度内において、通商産業大臣が告示する期間内に、特定フロトン許可製造数量の増加の許可又は第五条の規定により指定された数量(以下「特定フロトン輸出用製造数量」という。)の減少の指定を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 増加しようとする特定フロトン許可製造数量又は減少しようとする特定フロトン輸出用製造数量

### 三 特定フロン輸出予定数量

#### 四 その他通商産業省令で定める事項

3 第五条及び前条の規定は第一項の増加の許可について、同条の規定は同項の減少の指定について準用する。

#### (特定フロン許可製造者の変更の届出等)

第九條 特定フロン許可製造者は、第四條第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 特定フロン許可製造者は、許可に係るフロン年度において製造しようとする特定フロンの数量(以下「特定フロン製造予定数量」という。)が特定フロン許可製造数量(前条第一項の増加の許可、第十五條第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後のもの)を下回る事が確定となつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該特定フロン製造予定数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の特定フロン許可製造数量は、届出に係る特定フロン製造予定数量に変更されるものとする。この場合において、通商産業大臣は、その者の特定フロン輸出用製造数量の減少の指定を行うことができる。

4 第七條の規定は、前項後段の減少の指定について準用する。

#### (許可の条件)

第十條 第四條第一項の許可又は第八條第一項の

増加の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、議定書の確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

#### (破壊の確認)

第十一條 特定フロンを製造しようとする者は、フロン年度ごとに、特定フロンが総理府令、通商産業省令で定める基準に従い通商産業省令で定める期間内に破壊されたことを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定フロンを製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定フロンの製造及び貯蔵の場所

五 その他通商産業省令で定める事項

#### (特定フロン確認製造者の変更の届出)

第十二條 前条第一項の確認を受けた者(以下「特定フロン確認製造者」という。)は、同条第二項第一号又は第四号に掲げる事項に変更があつた

ときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

#### (製造数量の限度)

第十三條 特定フロン許可製造者は、特定フロンの製造について、当該許可に係るフロン年度において、その製造に係る数量がその製造の時における次の各号の数量を合計した数量を超えることとならなければならない。

一 特定フロン許可製造数量(第八條第一項の増加の許可、第九條第二項の規定による届出、第十五條第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)から特定フロン輸出用製造数量(第八條第一項若しくは第九條第三項の減少の指定又は第八條第三項若しくは第十五條第四項において準用する第五條の規定による指定があつたときは、当該指定による変更後のもの)を減じた数量

二 第十一條第一項の確認を受けた数量(第十五條第三項の規定による削減があつたときは、当該削減による変更後のもの。次項において同じ。)

三 特定フロン確認輸出数量

2 特定フロン確認製造者(特定フロン許可製造者であるものを除く)は、当該確認に係るフロン年度において、第十一條第一項の確認を受けた数量を超えて特定フロンの製造を行つてはならない。

#### (承認)

第十四條 特定フロン許可製造者若しくは特定フロン確認製造者が特定フロンの製造の事業の全部を譲渡し、又は特定フロン許可製造者若しくは特定フロン確認製造者について相続若しくは合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

#### (許可の取消し等)

第十五條 通商産業大臣は、特定フロン許可製造者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は特定フロン許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四條第一項の許可又は第八條第一項の増加の許可若しくは同項の減少の指定を受けたとき。

二 第十條第一項の条件に違反したとき。

三 第十三條第一項の規定に違反して特定フロンを製造したとき。

2 通商産業大臣は、特定フロン許可製造者が、特定フロン製造予定数量が特定フロン許可製造数量(第八條第一項の増加の許可、第九條第二項の規定による届出又は前項の規定による削減があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)を下回ることが確定となつた場合として通商産業省令で定める要件に該当する

場合において、第七条に規定する事情を勘案して特に必要があると認めるときは、特定フロン許可製造数量を減少させることができる。

3 通商産業大臣は、特定フロン確認製造者が不正の手段により第十一条第一項の確認を受けたときは、確認を取り消し、又は同項の確認をした数量を削減することができる。

4 第五条の規定は、第一項の規定による削減又は第二項の規定による減少の処分を行う場合について準用する。

## 第二節 特定ハロンの製造等の規制 (製造数量の許可)

第十六条 特定ハロンを製造しようとする者は、ハロン年度（議定書第二条の二の規定に即して通商産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該ハロン年度において製造しようとする数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、当該ハロン年度における製造について第十九条第一項の確認を受けた者が特定ハロンを製造するとき又は政令で定める数量以下の特定ハロンを製造するときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前項の許可を受けて製造しようとする数量
- 三 製造及び貯蔵の場所
- 四 製造設備の構造及び能力
- 五 その製造に係る特定ハロンのうち当該ハロ

ン年度において通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されることが見込まれるものの数量

六 その他通商産業省令で定める事項

3 第一項ただし書の政令で定める数量以下の特定ハロンを製造しようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

## (輸出用製造数量の指定)

第十七条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量（以下「特定ハロン許可製造数量」という。）の全部又は一部を、当該許可に係る者（以下「特定ハロン許可製造者」という。）の特定ハロン確定輸出数量（その製造に係る特定ハロンであつて、通商産業省令で定めるところにより、当該ハロン年度において同条第二項第五号の通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されたことについての又は輸出されることが確定である旨の通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。以下同じ。）に応じて製造しなければならない数量として指定することができる。

## (輸入の承認)

第十八条 特定ハロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

## (破壊の確認)

第十九条 特定ハロンを製造しようとする者は、ハロン年度ごとに、特定ハロンが総理府令、通商産業省令で定める基準に従い通商産業省令で定める期間内に破壊されたことを通商産業省令

で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定ハロンを製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定ハロンの製造及び貯蔵の場所

五 その他通商産業省令で定める事項

## (製造数量の限度)

第二十条 特定ハロン許可製造者は、特定ハロンの製造について、当該許可に係るハロン年度において、その製造に係る数量がその製造の時における次の各号の数量を合計した数量を超えることとならないしなければならない。

- 一 特定ハロン許可製造数量（次条において準用する第八条第一項、第九条第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による増加の許可、届出又は削減若しくは減少の処分があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの）から第十七条の規定により指定された数量（次条において準用する第八条第一項若しくは第九条第三項の減少の指定又は次条において準用する第八条第三項若しくは

は第十五条第四項において準用する第五条の規定による指定があつたときは、当該指定による変更後のもの）を減じた数量

二 前条第一項の確認を受けた数量（次条において準用する第十五条第三項の規定による削減があつたときは、当該削減による変更後のもの。次項において同じ。）

三 特定ハロン確定輸出数量

2 前条第一項の確認を受けた者（特定ハロン許可製造者であるものを除く。）は、当該確認に係るハロン年度において、同項の確認を受けた数量を超えて特定ハロンの製造を行つてはならない。

## (準用)

第二十一条 第七条の規定は第十六条第一項の許可、第十七条の規定による指定及び第十八条の輸入の承認について、第八条及び第九条の規定は特定ハロン許可製造者について、第十条の規定は第十六条第一項の許可及びこの条において準用する第八条第一項の増加の許可について、第十二条の規定は第十九条第一項の確認を受けた者について、第十四条の規定は特定ハロン許可製造者及び第十九条第一項の確認を受けた者について、第十五条第一項の規定は特定ハロン許可製造者及び特定ハロン許可製造数量について、同条第二項の規定は特定ハロン許可製造数量について、同条第三項の規定は第十九条第一項の確認を受けた者及び同項の確認に係る数量について、第十五条第四項の規定はこの条において準用する第十五条第一項又は第二項の規定による削減又は減少の処分について準用する。

## 第三章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

## (特定物質使用事業者の努力)

第二十二條 特定物質を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。)に努めなければならない。

## (排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第二十三條 環境庁長官及び通商産業大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があるとき、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針(以下「排出抑制・使用合理化指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定物質を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 環境庁長官は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による使用の合理化についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第二項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

## 第四章 雑則

## (国の援助)

第二十四條 国は、特定物質に代替する物質の開

発及び利用並びに特定物質の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

## (観測及び監視)

第二十五條 気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境庁長官は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

## (研究の推進等)

第二十六條 国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

## (帳簿)

第二十七條 特定フロン許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係るフロン年度の特定フロンの製造数量及び輸出数量その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

## (報告の徴収)

第二十八條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

## (立入検査)

第二十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に

必要な限度において、その職員に、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定フロンを無償で取去せることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## (聴聞)

3 第一項の規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十條 通商産業大臣は、第十五条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## (準用)

第三十一條 第二十七條の規定は特定フロン許可製造者について、第二十八條及び第二十九條の規定は特定フロン許可製造者及び第二十九條第一項の確認を受けた者について、前条の規定は第二十一條において準用する第十五條の規定による処分について準用する。

## (異議申立ての手続における聴聞)

第三十二條 この法律の規定による処分について

の異議申立てに対する決定(却下の決定を除く。)は、第三十條の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

## (経過措置)

第三十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第五章 罰則

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項又は第十三條の規定に違反して特定フロンを製造した者

二 第十六條第一項又は第二十條の規定に違反して特定フロンを製造した者

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第三十一條において準用する第二十七條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一條において準用する第二十七條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十一條において準用する第二十八條の

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案及び同報告書

七二二

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十九条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十一条において準用する第二十九条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三十一条において準用する同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条第三項、第九条第一項、第十二条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第三項又は第二十一条において準用する第九条第一項、第十二条若しくは第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第三条の規定 条約が日本国について効力を生ずる日

二 第三条、第二章第一節、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十四条(第二号を除く。)、第三十五条(第二号、第四号及び第六号を除く。)、第三十六条並びに第三十七条(第二号を除く。)、第三十六条議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第二章第二節、第三十一条、第三十四条第二号、第三十五条第二号、第四号及び第六号並びに第三十七条第二号の規定 議定書が日本国について効力を生ずる日から起算して二年六月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、議定書が日本国について効力を生ずる日が、議定書が効力を生ずる日後となる場合又は昭和六十八年一月一日後となる場合には、同項第二号及び第三号に掲げる規定は、政令で定める日から施行する。

(報告)

第二条 通商産業大臣は、第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、昭和六十一年に特定フロン又は特定ハロンの製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の一項を加える。

33 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第三十二条第一項に規定する特定フロンを業として使用する者が同法第三章の規定の施行の日から昭和六十五年三月三十一日までの間に新たに取得する特定フロンの排出の抑制及び使用

の合理化に資する機械その他の設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するための措置等を講ずることにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第四十条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

1 基本的事項等の公表

環境庁長官及び通商産業大臣は、次に掲げる事項を定めて公表する。

(一) 議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定フロン又は特定ハロン(以下「特定物質」という。)の生産量及び消費量の基準限度

(二) オゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策等の実施に関する重要な事項

(通商産業省設置法の一部改正)

第五十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(理由)

国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための特定のフロン及び特定のハロンに係る製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を定め

2 製造数量の許可

特定物質を製造しようとする者は、毎年、製造しようとする数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

3 輸出入製造数量の指定

通商産業大臣は、製造数量の許可をする場合には、当該許可数量の全部又は一部を、特定物質許可製造者の特定物質確定輸出数量に

応じて製造しなければならない数量として指定することができる。

#### 4 輸入の承認

特定物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

#### 5 許可等の基準

通商産業大臣は、我が国の特定物質の生産量及び消費量が議定書に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質の生産量及び消費量の限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、製造数量の許可、輸出用製造数量の指定又は輸入の承認に関する処分を行う。

#### 6 破壊の確認

特定物質を製造しようとする者は、毎年、特定物質が所定の基準に従い所定の期間内に破壊されたことを証明して、当該証明に係る数量の特定物質を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

#### 7 特定物質使用事業者の努力

特定物質を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に努めなければならない。

#### 8 排出の抑制及び使用の合理化

環境庁長官及び通商産業大臣は、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表し、主務大臣は、当該指針に即して必要な指導及び助言を行うことができる。

#### 9 その他

国の援助、観測及び監視、研究の推進、報告徴収、立入検査、罰則及び施行期日等について規定する。

#### 二 議案の可決理由

本案は、オゾン層の保護のためのウィーン条約及び議定書の確かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年四月二十七日

商工委員長 渡辺 秀央

衆議院議長 原 健三郎殿

#### 〔別紙〕

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、国際的に協力してオゾン層の保護を図ることが地球環境の保全に極めて重要となつていく状況にかんがみ、特定フロンの及び特定ハロンの製造量・消費量についての段階的削減措置が的確かつ円滑に実施されるよう、代替物質の開発、回収・再利用の促進、排出抑制・使用合理化の徹底等の対策を一層強化するとともに、当該物質の需給・価格動向についての監視体制を整備し、不測の事態が生じないよう必要に応じて適時・的確な対応策を講ずべきである。

また、破壊の確認に当たっては、破壊事業者に確実な破壊を行わしめるよう厳格に対応すべきである。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律

#### (都市再開発法の一部改正)

第一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の三 市街地再開発促進区域

(第七条―第七条の八)」を「第一章の三 市街地再開発促進区域(第七条―第七条の八)」

地区計画(第七条の八の二―第七条の八の四)」

に、「第三款 権利関係の確定等(第百十八条の

十七―第百十八条の二十五)」を「第三款 権利

関係の確定等(第百十八条の十七―第百十八条

処分手続の特則(第百十八条の二十五の二)」

の二十五)」に、「第百三十九条」を「第百三十九

条の二」に改める。

第三条第二号ニ中「百平方メートル」を「百五

十平方メートル」に改め、同号ホ中「都市計画施

設の下に(以下「都市計画施設」という。))を加

え、同号ホを(と)、この次に次のように加

える。

ホ 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築

物がある場合においては、その延べ面積

の合計。以下この号において同じ。)の敷

地面積に対する割合が、当該区域に係る

高度利用地区に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の三分の一未満であるもの

第一章の三の次に次の一章を加える。

第一章の四 再開発地区計画

(再開発地区計画)

第七条の八の二 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発を実施することが適切であると認められるものについては、都市計画に再開発地区計画を定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の更新に貢献すること。

四 都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域であること。

と。

2 再開発地区計画については、都市計画法第十二條の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該再開発地区計画の目標並びに土地利用に関する基本方針その他の当該区域の整備及び開発に関する方針

と。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正す

七七三

二 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び次号の地区施設を除く。)の配置及び規模

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設を除く。次項及び第四項において「地区施設」という。)及び建築物その他の工作物の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「再開発地区整備計画」という。)

8 再開発地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、再開発地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物その他の工作物の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物その他の工作物の高さの最高限度又は最低限度その他建築物その他の工作物に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

4 再開発地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 第二項第二号に規定する施設及び地区施設の配置及び規模は、当該区域及びその周

辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた良好な都市環境を形成するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。

二 建築物その他の工作物に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等を考慮して、建築物その他の工作物が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定めること。

三 再開発地区整備計画の区域は、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。

5 再開発地区計画を都市計画に定める際、当該再開発地区計画の区域の全部又は一部について、当面建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他再開発地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について再開発地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、再開発地区計画の区域の一部について再開発地区整備計画を定めるときは、当該再開発地区計画については、再開発地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

(行為の届出等)

第七条の八の三 再開発地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行うとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為その他政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち設計又は施行方法その他の建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が再開発地区計画に適合しないと認めるときは、

その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再開発地区整備計画についての要請)

第七条の八の四 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該再開発地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつて土地の区域につき、当該再開発地区計画に関する都市計画に再開発地区整備計画を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

第百十條第一項中「個人施行者又は組合」を「施行者」に、「第百八條」を「第百八條第一項」に改め、同条第三項の表第百條の項の次に次のように加える。

第百八条第二項  
施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等

第百十八条の十の表第八十六条第一項の項中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

第四章第一節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 管理処分手続の特則

第百十八条の二十五の二 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び貸借希望の申出をした者（第百十八条の十八又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）のすべての同意を得たときは、第百十八条の八並びに第百十八条の十において準用する第七

十五条第一項及び第三項並びに第七十七條第二項前段の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合において、第百十八条の二十二の規定は適用しない。

2 前項の規定により管理処分計画を定めた場合においては、第百十八条の十八の規定にかかわらず、当該第二種市街地再開発事業に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利は、第百十八条の十七の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

| 第百十八条の七第一項第二号、第三号及び第七号、第百十八条の九の見出し、第百十八条の十一の見出し、同条第十三項及び第二項、第百十八条の二十一の見出し、同条第二十二項、第百十八条の二十三の見出し、同条第三項、第百十八条の二十四、前条（見出しを含む） | 建築施設の部分  | 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 第百十八条の七第一項第十号                                                                                                              | その他      | 前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他 |
| 第百十八条の二十一第二項                                                                                                               | 第百十八条の十八 | 第百十八条の二十五の二第二項          |
| 第百十八条の二十三第一項                                                                                                               | 建築施設の部分  | 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利   |

第七章中第百三十九条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百三十九条の二 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百四十二条の二の次に次の一条を加える。  
第百四十二条の三 第七条の八の三第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第百四十五条中「第百四十二条の二」を「第百四十二条の三」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条の五」を「第六十八条の六」に改める。

第二条中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、同条第二十五号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 再開発地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる再開発地区計画をいう。

二十五 再開発地区整備計画 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の第二項第三号に規定する再開発地区整備計画をいう。

第四十二条第一項第二号中「昭和四十四年法律第三十八号」を削る。

第六十八条の二第一項中「（地区計画）」の下に「再開発地区計画」を、「地区整備計画」の下に「再開発地区整備計画」を加え、「以下この節において同じ」を削り、同条第二項中「地区計画」の下に、再開発地区計画を加える。

第六十八条の五を第六十八条の六とし、第六十八条の四を第六十八条の五とし、第六十八条の三「（地区計画）」の下に「（地区計画又は集落地区計画の区域にあつては、地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）」を加え、同条第一項において同じ。」を加え、同条を第六十八条の四とし、第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（再開発地区計画の区域内の制限の緩和等）  
第六十八条の三 再開発地区計画の区域（再開発地区整備計画が定められている区域のうち建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている区域に限る。）内においては、当該再開発地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二條の規定は、適用しない。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

七七六

- 2 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。第四項において同じ。)内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条の規定は、適用しない。
  - 3 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
  - 4 再開発地区計画の区域内の建築物に対する第四十八条第二項から第八項まで(第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(の規定の適用については、第四十八条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書及び第八項ただし書中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ない」と認め、又は再開発地区計画に関する都市計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該再開発地区計画の区域における業務の増進上やむを得ない」と、同条第七項ただし書中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は再開発地区計画に関する都市計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該再開発地区計画の区域における業務の増進上やむを得ない」とする。
  - 第六十四条又は第六十八条の三第一項に改める。
  - 第八十八条第二項中「まで、第六十八条の二
- 第一項の下に、第六十八条の三第四項を加える。
  - 附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
  - (都市計画法の一部改正)  
2 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第十二条の四第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 都市再開発法第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画  
第十二条の四第七項中「沿道整備計画」を「再開発地区計画、沿道整備計画」に改める。  
第十三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。  
八 再開発地区計画は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とが図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の再開発が実施されることとなるように定めること。  
第十三条第三項中「除く。」の下に、「再開発地区計画」を加える。  
第十四条第二項中「及び地区整備計画の区域」の下に、「再開発地区計画の区域(再開発地区計画の区域の一部について再開発地区整備計画(都市再開発法第七条の八の二第二項第三号の規定による再開発地区整備計画をいう。以下
  - この項において同じ。)(が定められているときは、再開発地区計画の区域及び再開発地区整備計画の区域)を加える。  
第二十一条第一項中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第十一号」に改める。  
(浄化槽法の一部改正)  
3 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第十二号中「第二条二十八号本文」を「第二条第三十号本文」に改める。  
(租税特別措置法の一部改正)  
4 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第三項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項に改め、同項第二号中「次号及び第四号」を「以下この項」に改め、同号の次に次の一号を加える。  
二の二 東京都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに類する区域として政令で定める区域以外の区域(高度利用地区の区域を除く。)内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項の区域の面積が政令で定める面積以上のものであるとして、かつ、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画(政令で定める事項を定めたものに限る。)(が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。)内に建築される建築物で政令で定めるもの  
第十四条第三項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項第二号中「次号及び
  - び第四号」を「以下この項」に改め、同号の次に次の一号を加える。  
二の二 東京都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに類する区域として政令で定める区域以外の区域(高度利用地区の区域を除く。)内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項の区域の面積が政令で定める面積以上のものであるとして、かつ、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画(政令で定める事項を定めたものに限る。)(が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。)内に建築される建築物で政令で定めるもの  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
5 前項の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「新租税特別措置法」という。)(第十四条第三項及び第四十七條第三項の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)(がこの法律の施行の日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第三項第二号の二又は第四十七條第三項第二号の二に掲げる建築物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は新築をした当該建築物については、なお従前の例による。  
(地方税法の一部改正)  
6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第五百八十六条第二項第二十号の二を第二

十号の三とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに準ずる区域として政令で定める区域以外の区域内で、かつ、都市計画法第十二条の四第一項第二号に規定する再開発地区計画の区域（その区域の面積が政令で定める面積以上のものである）であつて、かつ、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画（政令で定める事項を定めたものに限り。）が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。）内における当該再開発地区計画に関する都市計画において定める事項に適合している建築物で政令で定めるものの敷地の用に供する土地で政令で定めるもの。

第七百一条の四十一第五項を次のように改める。

5 次に掲げる建築物で事業所の用に供するものの新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所に係る部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

一 都市計画法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区で政令で定めるものの区域内における当該高度利用地区に関する都市計画において定める同条第二項第二号ホに規定する事項に適合している建築物

二 都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに準ずる区域として政令で定める区域以外の区域内で、かつ、都市計画法第十二条の四第一項第二号に規定する再開発地区計画の区域（その区域の面積が政令で定める面積以上のものである）であつて、かつ、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画（政令で定める事項を定めたものに限り。）が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。）内における当該再開発地区計画に関する都市計画において定める事項に適合している建築物で政令で定めるもの

### 理 由

市街地における都市環境の改善、住宅、事務所等の供給の促進等の必要性が高まっている現状にかんがみ、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図るため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和及び権利変換手続の特則の拡充等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための再開発地区計画に関する都市計画を創設し、当該再開発地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図るため、市街地再開発事業について施行

区域要件の緩和等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための再開発地区計画に関する都市計画の創設等を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 都市再開発法の改正

(一) 市街地再開発事業の施行区域内の耐火建築物割合の算定に当たり、建築面積が百五十平方メートル未満のもの及び容積率の低いものを耐火建築物に含めないこととする。ことにより、施行区域要件を緩和するものとする。

(二) 地方公共団体等の施行する市街地再開発事業について、権利変換手続の特則を拡充するとともに、管理処分手続の特則を新設するものとする。

(三) 土地利用の変化が顕著であること、十分な公共施設がないこと等の条件に該当する土地の区域で、一体的かつ総合的な市街地の再開発を実施することが適切であると認められるものについては、都市計画に再開発地区計画を定めることができるものとする。

(四) 再開発地区計画が定められた区域内において建築行為等を行うとする者は、市町村長に届け出なければならないものとし、市町村長は必要があると認めるときは勧告ができるものとする。

### 2 建築基準法の改正

(一) 再開発地区計画に容積率の特例が定められている区域内において、その計画に適合する建築物で、特定行政庁が支障がないと

認めるものについては、容積率をその特例の範囲内のものですることができるとする。

(二) 再開発地区計画の区域内の建築物について、特定行政庁の許可により斜線制限を緩和することができることとする。ことに、用途の制限の例外許可についての特例を設けるものとする。

### 3 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) その他、都市計画法、租税特別措置法、地方税法等について所要の改正を行うものとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図るため妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年四月二十七日

建設委員長 中村喜四郎

衆議院議長 原 健三郎殿

### 〔別紙〕

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

七七八

一 都市における再開発の円滑な実施及び健全な生活環境の整備を図るため、今後とも地価対策の推進に努めること。

二 市街地再開発事業の実施に当たっては、関係権利者の理解と協力を得るよう努め、その生活の安定・向上を図るとともに、市街地住宅の確保に十分配慮すること。

三 再開発地区計画の策定に当たっては、当該計画が地域の活性化に資するものとなるよう、社会経済動向の変化に十分留意するとともに、土地利用等に関する地域住民の意向の把握に努めること。

四 再開発地区計画によつて容積率等を緩和する場合には、良好な都市環境の形成及び公共施設の整備に十分配慮すること。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十三年二月十九日

内閣総理大臣 竹下 登

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第

一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条の二」に改める。

第二条第二項中「限る。」の下に「第二十条の二第三項を除き、」を加える。

第十三条の二中「公立学校(大学及び高等専門学校を除く。以下この条において同じ。)」を「公立の小学校等」に改め、「第二十二条第一項の下に(前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「公立学校の」を「公立の小学校等の」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る国家公務員法第五十九条第一項に規定する採用については、同項中「六月を下らない期間」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

第三章中第二十條の次に次の一条を加える。  
(初任者研修)

第二十條の二 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等(政令で指定する者を

除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者が定める初任者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

3 任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次条第一項において同じ。)は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

第二十一條第一項中「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会)」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條」を「第四十七條の二」に改

める。

第四十条中「第二十二條第一項の下に(教育公務員特例法第十三條の二第二項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同条同項」を「地方公務員法第二十二條第一項」に改める。

第四章第二節中第四十七條の次に次の一条を加える。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)  
第四十七條の二 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十條の二第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、学校教育法第四條に規定する定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の

派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員的身分取扱に關しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に關する定め適用があるものとする。

第五十八条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「指定都市」に改め、同条第二項中「及び教育公務員特例法第十九条第二項を、教育公務員特例法第十九条第二項並びに第二十条の二第一項及び第二項に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第二条 幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者については、当分の間、改正後の教育公務員特例法（以下「新法」という。）第二十条の二第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項にお

いて「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会（は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、昭和六十四年度から昭和六十七年度までの年度で政令で指定する年度から、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に關する研修を実施しなければならぬ。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会は、その所管に屬する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については適用しない。

(初任者研修の実施等に關する経過措置)

第三条 小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部（以下この条において「特定小学校等」という。）の教諭等に対する新法第二十条の二第一項の初任者研修は、昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度においては、同項の規定にかかわらず、特定小学校等の教諭等に採用される者の数の推移その他の事情を考慮し、政令で指定する学校の教諭等に対しては、これを実施しないことができる。

2 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定

は、前項の政令で指定する学校以外の特定小学校等の教諭等について適用し、これらの規定が適用される日前に当該特定小学校等の教諭等に採用された者については、なお従前の例による。

理 由

臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者に対し、現職教員の研修の一環として、教諭等に採用した日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に關する実践的な研修の実施を義務づけるとともに、教諭等の条件附採用期間を一年とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、小・中・高等学校等の新任教員を対象とする初任者研修制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 教育公務員特例法の一部改正

(一) 国・公立の小・中・高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭又は講師（以下「教諭等」という。）については、条件附採用期間を一年とすること。

(二) 任命権者は、国・公立の小学校等の教諭等に対して、その採用の日から一年間の初任者研修を実施しなければならないこと。

(三) 任命権者が定める初任者研修に關する計画は、教員の経験に應じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこと。

(四) 任命権者（県費負担教職員については、服務監督権者）は、初任者の所屬する学校の教頭、教諭又は講師のうちから指導教員を命じるものとし、指導教員は、初任者に対する指導及び助言を行うものとする。

2 地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正

(一) 市（指定都市を除く。）町村教育委員会は、都道府県教育委員会が初任者研修を実施する場合において、小・中・高等学校又は特殊教育諸学校に非常勤講師を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県教育委員会に対し、非常勤職員の派遣を求めることができること。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

七八〇

(一) 派遣職員は、市町村の職員の身分を併せ

有するものとし、その報酬等は、都道府県の負担とすること。また、市町村教育委員会は、派遣職員の服務を監督すること。

3 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

4 幼稚園等の教諭等に採用された者については、当分の間、初任者研修とは異なる研修を、任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園にあつては都道府県教育委員会。）が実施しなければならないこと。

5 初任者研修の実施等について、所要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

臨時教育審議会の答申を受けて、教員の初任者研修制度を創設することは妥当であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年四月二十七日

文教委員長 中村 靖

衆議院議長 原 健三郎殿

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和六十三年三月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における当該厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間については、適用しない。

第四十四条の二第三項を削り、同条第四項中

「厚生年金基金連合会に」を「当該厚生年金基金連合会が」に、「義務が承継されている」を「義務を負つている」に、「厚生年金基金連合会が」を、当該厚生年金基金連合会がに改め、同項を同条第三項とする。

第八十五条の二（見出しを含む。）及び第百二条

第二項中「厚生年金基金又は」を削る。

第百二十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

第百三十条第六項中「生命保険会社」の下に、「厚生年金基金連合会」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができない。

第百三十条の次に次の一条を加える。

（年金数理）

第百三十条の二 基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

第百三十二条の次に次の一項を加える。

3 基金は、その支給する年金給付の水準が前項に規定する額に二・七を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

第百三十六条中「死亡を支給理由とする一時金たる給付」の下に「（以下「死亡一時金」という。）」を加える。

第百四十七条第五項中「解散した基金の財産の処分の方法その他」を「前各項に定めるもののほか、解散した基金の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金給付の支給に関する義務を負つていた者（以下「解散基金加入員」という。）に分配しなければならない。

第百四十九条第一項中「中途脱退者」の下に「及び解散基金加入員」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第百五十三条第一項第六号中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加える。

第百五十八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。

第百五十九条第一項中「次条第五項」を「第百六十条第五項」に、「中途脱退者に対し」を「中途脱退者及び解散基金加入員に対し」に、「行なう」を「行う」に改め、第百六十条の二第三項及び第百六十二条の三第五項の規定により一時金たる給付の支給を行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 連合会は、次の事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生大臣の認可を受けなければならない。

一 解散基金加入員に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、年金給付の額を付加する事業

二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

第百五十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 連合会は、第百三十条第六項の規定による委託を受けて、基金の業務の一部を行うことができる。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

（年金数理）

第百五十九条の二 連合会は、適正な年金数理に

第百五十九条の二 連合会は、適正な年金数理に

基づいてその業務を行わなければならない。  
第百六十条の次に次の一条を加える。

第百六十条の二 基金は、規約の定めるところにより、前条第一項の規定による申出に係る中途脱退者に支給すべき脱退を支給理由とする第百三十条第二項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)の交付を連合会に申し出ることが出来る。

2 前項の規定により申出をした基金は、当該中途脱退者に係る前条第三項の規定による現価相当額の交付をするときに、当該申出に係る脱退一時金相当額を連合会に交付しなければならない。

3 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付を支給するものとする。

4 基金は、第二項の規定により脱退一時金相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、前条第六項の規定による通知に併せて、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

6 前条第二項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第百六十一条第一項中「前条第五項」を「第百六十条第五項」に改め、「当該年金給付の支給に関する義務」の下に「(前条第三項の規定により連合会が当該年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算される額の年金給付の支給に関する義務とし、同項の規定により連合会が一時金たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。)」を加え、同条第二項中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加える。

第百六十二条の次に次の二条を加える。

第百六十二条の二 第百六十一条第一項の規定により加算された額の年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した基金の当該義務の承継に係る加入員について第百六十条から前条までの規定を適用する場合においては、第百六十条第一項及び第三項中「に係る年金給付」とあるのは「に係る次条第三項の規定によりその額が加算された年金給付及び同項の規定による一時金たる給付」と、同条第五項及び第六項中「年金給付」とあるのは「年金給付及び一時金たる給付」と、第百六十条の二第三項中「一時金たる給付を支給する」とあるのは「一時金たる給付の額を加算する」と、同項第五項中「の額を加

算し、又は一時金たる給付を支給する」とあるのは「又は一時金たる給付の額を加算する」と、第百六十一条第一項及び前条第一項中「年金給付」とあるのは「年金給付及び一時金たる給付」とする。

(解散基金加入員に係る措置)

第百六十二条の三 連合会は、基金が解散したときは、解散基金加入員に係る第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を有していたときは、連合会は、当該解散基金加入員に年金給付を支給するものとする。

3 前項の年金給付の額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該解散した基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額とする。

4 解散した基金は、規約の定めるところにより、第百四十七条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を連合会に申し出ることが出来る。

5 連合会は、前項の規定による申出に従い解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けるときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る

年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付を支給するものとする。

6 連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第百四十七条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金給付の額を加算し、又は一時金たる給付を支給することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百六十条第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第百六十三条中「年金給付」の下に「及び一時金たる給付」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(年金給付の支給停止)

第百六十三条の二 連合会が第百六十二条の三第二項の規定により支給する年金給付は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条第一項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金給付のうち、第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

七八二

第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項、第三十九条第二項前段並びに第三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、連合会が第六十二条の第三第二項の規定により支給する年金給付について、第四十条第二項の規定は、死亡一時金について準用する。

第六十四条第一項後段中「この場合において」の下に「第三十五条中（第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額」とあり算された額を除く。）とを加え、「及び第四十条」を「第四十条及び第四十五条」に、「同条」を「第四十条」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第四十五条」を加え、同条第二項中「第四十条の二」の下に「の規定及び第六十二条の第三第一項」を加える。

第六十七条の見出し中「年金給付」を「年金給付等」に改め、同条中「第六十条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途退職者に係る当該義務」を「中途退職者及び解散基金加入員に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務」に改め、「であつた年金給付」の下に「又は一時金たる給付」を加える。

第六十八條第三項中「から第五項まで及び」を「第三項、第五項及び第六項並びに」に改める。第六十七條中「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（年金数理関係書類の年金数理人による確認等）  
第六十七條の二 この法律に基づき基金（第六十一条第一項若しくは第六十三條第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会が厚生大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人（年金数理に關して必要な知識経験を有する者として厚生省令で定める要件に適合する者をいう。）が確認し、署名押印したものでなければならぬ。  
第六十八條に次の一項を加える。

3 解散した基金が、正当な理由がなく、第六十二条の第三第一項の規定により負担すべき徴収金を着付状に指定する期限までに納付しないときも、第一項と同様とする。

第六十八條第二号中「第六十六條第六項」の下に「第六十六條の二第五項又は第六十二條の第三第七項」を加え、同条第三号中「第六十六條第七項」の下に「（第六十六條の二第六項及び第六十六

二條の三第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 附則第八條第四項及び第十一條の規定は、第六十二條の第三第二項の規定により連合会が解散基金加入員（附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権を有する者に限る。）に支給する年金給付（第六十二條の第三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）について準用する。この場合において、附則第八條第四項及び第十一條中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「老齡厚生年金の額（附則第九條第四項において準用する第四十四條第一項に規定する加給年金額を除く。）」とあるのは「年金給付の額（第六十二條の第三第五項の規定により加算された額を除く。）」と読み替へるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。ただし、第四十四條の二第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定、同条第四項、第八十五條の二、第六十二條第二項、第六十三條及び第六十七條第五項の改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第六十四條第一項、第六十五條第一項並びに第六十九條第一項及び第二項の改正規定、第六十六條の次に一條を加える改正規定、第六十一

條第一項及び第二項の改正規定、第六十二條の次に二條を加える改正規定、第六十三條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第六十四條、第六十七條及び第六十八條第三項の改正規定、第六十八條第二項を加える改正規定、第六十八條の改正規定、附則第十三條の次に一條を加える改正規定並びに次条、附則第三條、附則第五條から第八條まで、附則第十條及び附則第十一條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

##### （解散基金加入員に支給する老齡厚生年金等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法（以下「新法」という。）第四十四條の二の規定は、一部施行日以後に解散した厚生年金基金（以下「基金」という。）に係る新法第四十七條第四項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）であつて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という。）附則第六十三條第一項に規定する者（以下「旧厚生年金適用者」という。）でない者に支給する老齡厚生年金又は特例老齡年金について適用し、一部施行日前に解散した基金に係る解散基金加入員に支給する老齡厚生年金又は特例老齡年金については、なお従前の例による。

## 2 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者に支給する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金については、法律第三十四号附則第七十八條第二項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二の規定を適用せず、新法第四十四條の二の規定の例による。

(基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収に關する経過措置)

第三条 一部施行日前に解散した基金に係る解散基金加入員に係るこの法律による改正前の厚生年金保険法第八十五條の二に規定する責任準備金に相当する額の徴収については、なお従前の例による。

(基金又は連合会の規約の変更)

第四条 基金は、一部施行日までに、その規約を新法第四十七條第四項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)は、一部施行日までに、その規約を新法第五十三條第一項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。

## 3 前二項の場合において、認可の効力は、一部施行日から生ずるものとする。

(中途脱退者に係る措置に關する経過措置)

第五条 新法第六十條の二の規定は、基金が一部施行日以後に新法第六十條第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者でない者について適用する。

2 基金が一部施行日以後に新法第六十條第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三條第二項(法律第三十四号附則第八十五條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第六十條から第六十二條までの規定を適用せず、新法第六十條から第六十二條の二までの規定の例による。

(解散基金加入員に係る措置に關する経過措置)

第六条 新法第六十二條の三の規定は、一部施行日以後に解散した基金及び当該基金に係る解散基金加入員について適用する。

第七条 法律第三十四号附則第八十二條第一項に規定する者である解散基金加入員が同項に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有し

ていたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する年金たる給付(以下「年金給付」という。)の額については、新法第六十二條の三第三項中「第百三十二條第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二條第一項」とする。

2 新法第六十二條の三第二項の規定により連合会が支給する年金給付については、新法第六十三條の二に定める場合のほか、当該年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金又は特例老齢年金について法律第三十四号附則第五十六條第一項の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金給付のうち、新法第六十二條の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、新法第六十二條の三第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、老齢厚生年金の受給権を有していたときとあるのは「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあ

るのは「当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」と、「第百三十二條第二項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二條第二項の規定の例により計算した額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第六十二條の三第二項の規定により連合会が支給する年金給付の支給の停止については、前条第二項及び新法第六十三條の二の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する年金給付は、当該年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八條第一項又は法律第三十四号附則第五十六條第二項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金給付のうち、新法第六十二條の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八條第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する年金給付(新法第六十二條の三第五項の規定によ

昭和六十三年四月二十八日 衆議院會議録第二十号 厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

七八四

り加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。は、前項本文の規定にかかわらず、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5 第三項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金については法律第三十四号附則第五十六条第六項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する年金給付は、第三項本文の規定にかかわらず、当該年金給付の額の二分の一に相当する部分の支給の停止を行わない。

6 第二項に規定する年金給付は、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十六條第三項並びに第四十六條の七第三項及び第四項の規定並びに法律第三十四号附則第七十八條第二項の規定により読み替えられた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十六條第一項並びに第四十六條の七第一項及び第二項の規定(これらの規定に基づく政令の規定を含む。)の例により、その支給を停止する。

7 第二項に規定する年金給付については、新法第百六十四條第一項に定めるもののほか、新法第七十三條の二の規定を準用する。この場合において、同条中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「第百四十七條第四項に規定する解散基金加入員」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

9 第九條 この法律(附則第一條ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第四項中「及び第四項」を削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第四項の規定は、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者でない者に支給する老齢厚生年金又は特例老齢年金について適用し、一部施行日前に解散した基金に係る解散基金加入員に支給する老齢厚生年金又は特例老齢年金については、なお従前の例による。

2 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者に支給する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特

例老齢年金については、法律第三十四号附則第七十八條第二項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第四項の規定を適用せず、前条の規定による改正後の同法附則第五條第四項の規定の例による。

(法人税法の一部改正)

第十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項第一号ロ中「国家公務員等

共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による長期給付に準ずる給付」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十二條第三項(年金給付の基準)に規定する相当する水準の給付に改め、同項第二号ロ中「国家公務員等共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付」を「厚生年金保険法第百三十二條第三項に規定する相当する水準の給付」に改め、同条第三項中(昭和二十九年法律第百十五号)を削り、「第百五十九條第四項」を「第百五十九條第五項」に改める。

別表第二第一号中「国家公務員等共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を加える。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 前条の規定による改正後の法人税法第八十四條の規定は、退職年金業務等を行う内国

法人の昭和六十三年九月一日以後に開始する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、退職年金業務等を行う内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「第百五十九條第四項」を「第百五十九條第五項」に改める。

理由

厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金が支給する年金給付について努力目標とする水準を設定するとともに、脱退一時金を原資とする中途退者に係る年金給付の額の加算及び解散した厚生年金基金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年金基金連合会が行うこととするほか、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の業務が適正な年金数理に基づいて行われることを確保するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金(以下「基金」という。)が支給

する年金給付について、努力目標とする水準を設定するとともに、脱退一時金を原資とする中途脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した基金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)が行うこととするほか、基金及び連合会の業務の処理につき所要の措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 基金は、その支給する年金給付の水準が、加入員であつた期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金に相当する額の二・七倍に相当する水準に達するよう努めるものとする。

2 連合会は、基金の中途脱退者及び解散した基金の加入員であつた者に対し、脱退一時金又は残余財産を原資とする年金給付を支給することができること。

3 連合会は、基金が解散した場合においても、その加入員のために一定額の年金給付を確保する事業を行うことができること。

4 小規模基金の事務費負担の軽減を図るため、基金の業務の一部を連合会に委託することができること。

5 基金及び連合会は、適正な年金数理に基づいて、その業務が行われるよう年金数理人による関係書類の確認等の措置を講ずること。

6 その他、基金及び連合会に係る退職年金等

積立金に関する法人税法の改正等所要の改正を行うこと。

7 この法律は、昭和六十三年九月一日から施行すること。

ただし、2及び3に関する事項は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、基金制度の充実を図るため、基金が支給する年金給付について、努力目標とする水準を設定するとともに、脱退一時金を原資とする中途脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した基金の加入員に係る年金給付の支給等を連合会が行うこととするほか、基金及び連合会の業務の処理につき所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和六十三年四月二十八日

社会労働委員長 稲垣 実男

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院会議録第十七号中正誤

べし 段 行 誤 正

四 二 初任者の研修 初任者研修

六 一 末 参考しながら 参考しながら

昭和六十三年四月二十八日 衆議院会議録第二十号

七八六

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒 106

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
官報課  
電話 三(三)四三〇

定価  
二一〇  
円部